

中 央 市

第7期障がい福祉計画

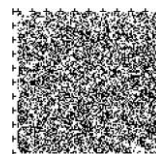
第3期障がい児福祉計画

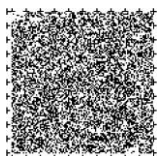
(令和6年度～令和8年度)

障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、
ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、
暮らすことができる共生社会の実現



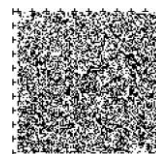
中 央 市
令和6年3月

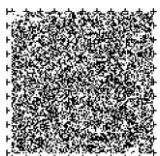




目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の対象者	4
5 障がい者を取り巻く各種制度の変化	5
第2章 統計データにみる中央市の障がいがある人の現状	7
1 人口構造など基礎データ	7
2 障がいがある人の状況	8
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念	19
2 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	20
3 障がい福祉サービス等の体系	23
4 成果目標	24
第4章 サービス量の見込みと確保の方策	32
1 障がい福祉サービス	32
2 地域生活支援事業 等	58
3 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）【第3期障がい児福祉計画】	66
第5章 計画の推進に向けて	72
1 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策	72
2 関係機関等との連携	74
3 計画の進捗状況の管理と評価	74
資料編	75
1 中央市障害者施策推進協議会条例	75
2 中央市障がい者施策推進協議会委員 名簿	77





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

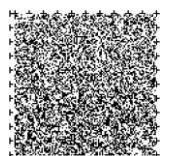
我が国の大きな社会課題の1つに、少子高齢化があります。少子高齢化では、高齢者が増えて介護ニーズが高まる一方で、現役世代の減少によって介護人材が不足するということがよく話題にあがりますが、この課題は介護分野に留まりません。

障がい分野においても、高齢者が増加するにつれ、特に身体障がいがある高齢者が増加する傾向にあります。令和5年版障害者白書によると、平成28年には身体障がいがある方のうち、高齢者が72.6%を占めており、昭和45年以降、上昇傾向が続いています。この背景には、高齢者が増えることで、加齢に伴う身体機能の低下やそれを原因とする怪我または病気等を理由に、支援を必要とする方が増えていることが伺えます。

高齢の身体障がい者が増加していること以外にも、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者も急増していること、介護分野同様に障がい福祉人材が不足していることなど、対応・解決していかなければならない課題があります。

一方で、障害者手帳所持者の増加等には、広く障がい福祉事業が認知されるようになったことが関係していると考えられます。そのため、予防可能な障がいの原因（生活習慣病や事故、ストレス等）を除去することに努めるとともに、支援を必要としている方に確実に支援を行える体制を整える必要があります。

そのため、「中央市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」において、計画期間中に必要となるサービス量を見込むことで、適切なサービス量を確保することとします。また、計画の最終年度である令和8年度を目標年度とする具体的な数値目標を設け、それに向けて必要なサービス基盤を計画的に整備していきます。



2 計画の性格・位置づけ

本計画は、障害者総合支援法 第八十八条第一項に定められている市町村障害福祉計画と、児童福祉法 第三十三条の二十第一項で定められている市町村障害児福祉計画の2つの計画を一体的に策定したものです。

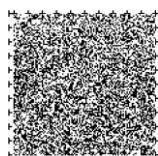
中央市第7期障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

中央市第3期障がい児福祉計画は、児童福祉法に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画です。

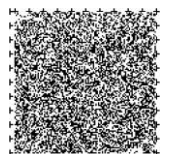
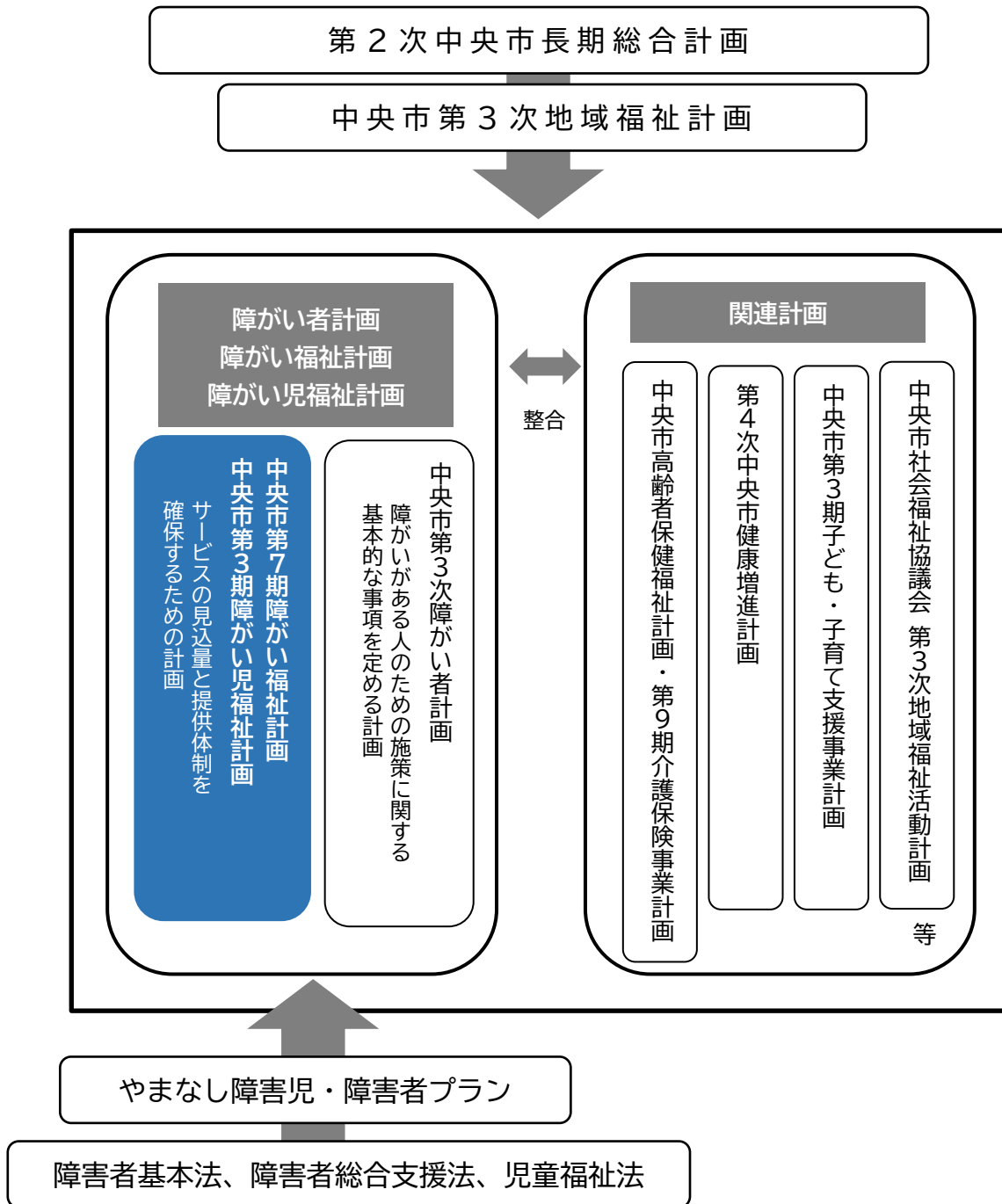
ともに、国や県の指針・方向性に沿った内容とし、障がい福祉サービスや障害児通所支援、障害児相談支援に関する具体的な数値目標を設けています。

また、障害者基本法 第十一条第三項で定められている市町村障害者計画は、障がいがある人のための施策に関する基本的な計画で、中央市第3次障がい者計画（令和6年度～令和11年度）がこれに該当します。本計画（中央市第7期障がい福祉計画・中央市第3期障がい児福祉計画）は、中央市第3次障がい者計画の生活支援に関する事項の実施計画に値する役割も有しています。

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	中央市 第3次障がい者計画	中央市 第7期障がい福祉計画	中央市 第3期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
位置づけ	障がいがある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害者総合支援法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	6年間	3年間	3年間
	令和6年度～令和11年度 (自治体によって異なるが、概ね5年～10年程度)	令和6年度～令和8年度 (平成18年度より、3年を1期として策定)	令和6年度～令和8年度 (平成30年度より、3年を1期として策定)



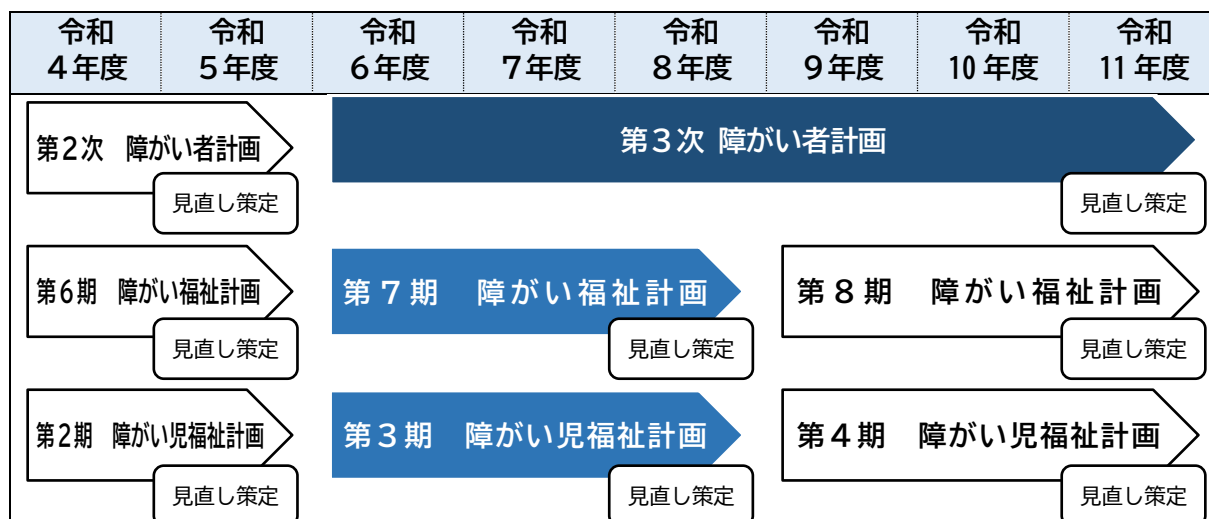
さらに、本計画は、中央市の最上位計画である「第2次中央市長期総合計画 後期基本計画（令和4年度策定）」や「中央市第3次地域福祉計画（令和3年度策定）」をはじめ、市の関連計画との整合を図り、市における複数の分野が同じ方向性で福祉施策を進められるように努めていきます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度～令和8年度の3年間とし、令和8年度の目標数値を設定します。計画の最終年度である令和8年度に計画の見直しを予定しています。

ただし、社会情勢や障がいがある人を取り巻く環境に大きな変化があり、計画の見直しが適当と判断される場合には、計画の最終年度を待たずに見直しを行います。

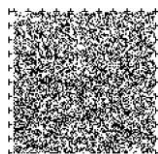


4 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者総合支援法 第四条に従って、下記のように定義されています。

- 「障害者」……
- ①身体障害者福祉法 第四条に規定する身体障害者
 - ②知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者
 - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち十八歳以上である者
 - ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上である者

「障害児」…… 児童福祉法 第四条第二項に規定する障害児



5 障がい者を取り巻く各種制度の変化

(1) 「障害者虐待防止法」の施行

この法律は障がい者の尊厳を傷つける様々な虐待から障がい者を守り、養護者に対する必要な支援を行うことを目的としています。全国の市町村や都道府県に、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。平成24年10月施行。

(2) 「障害者総合支援法」の施行

従来の障害者自立支援法に替わる法律として、平成25年4月1日に施行。これまで通り、障がい福祉サービスの提供などが行われるとともに、障がい者の範囲に難病等が加わり、さらに障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う等の地域生活支援事業が追加されました。平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施されました。

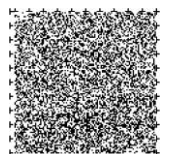
(3) 「障害者差別解消法」の施行

この法律においては、国・地方自治体・事業者の障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮^{*}の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。また、令和3年の同法改正において、事業者による障害がある人への合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されます。

^{*}合理的配慮とは、障がい者が社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないこと。

(4) 「障害者権利条約」の批准

この条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。



(5) 「発達障害者支援法」の改正

自閉症やアスペルガー症候群などの人をささえる発達障害者支援法を10年ぶりに見直す改正法であり、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障がい者を早期発見し、乳幼児から成人期まで「切れ目ない支援」を受けられるようにするとともに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。また、発達障がい者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図ります。平成28年8月1日施行。

(6) 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

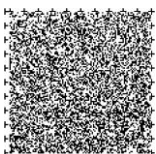
平成28年5月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成30年4月1日施行。

(7) 「障害者雇用促進法」の改正

これまでも障がい者に対する差別の禁止などに向けた改正が行われてきましたが、この改正では障がい者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について盛り込まれました。また、障がい者の雇用に関する条件や基準に見合った民間企業に対して、特例給付金の支給や優良企業としての認定等ができる仕組みが創設されました。令和2年4月1日施行（一部は公布日等に施行）。

(8) 「障害者総合支援法」の改正

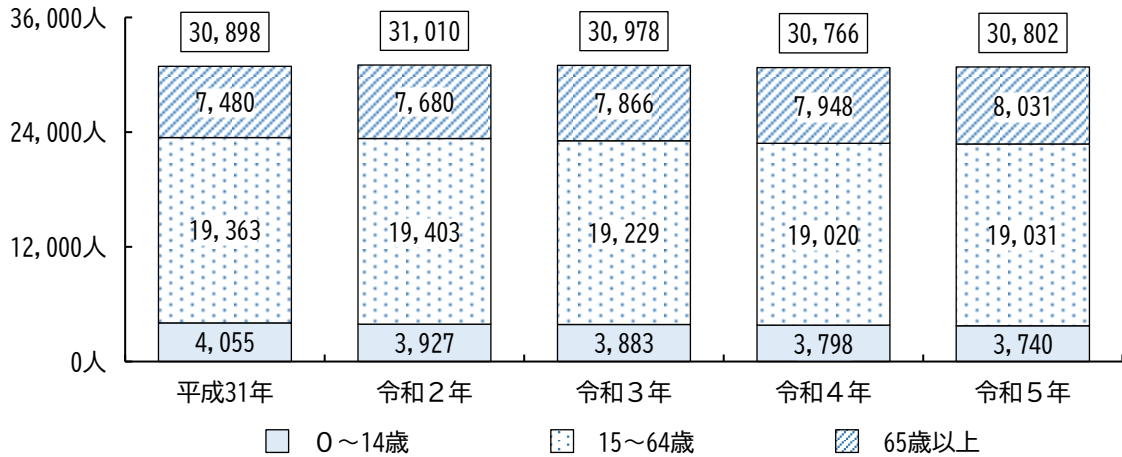
障がいがある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいがある人等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講じます。令和4年12月10日成立、令和6年4月1日施行。



第2章 統計データにみる中央市の障がいがある人の現状

1 人口構造など基礎データ

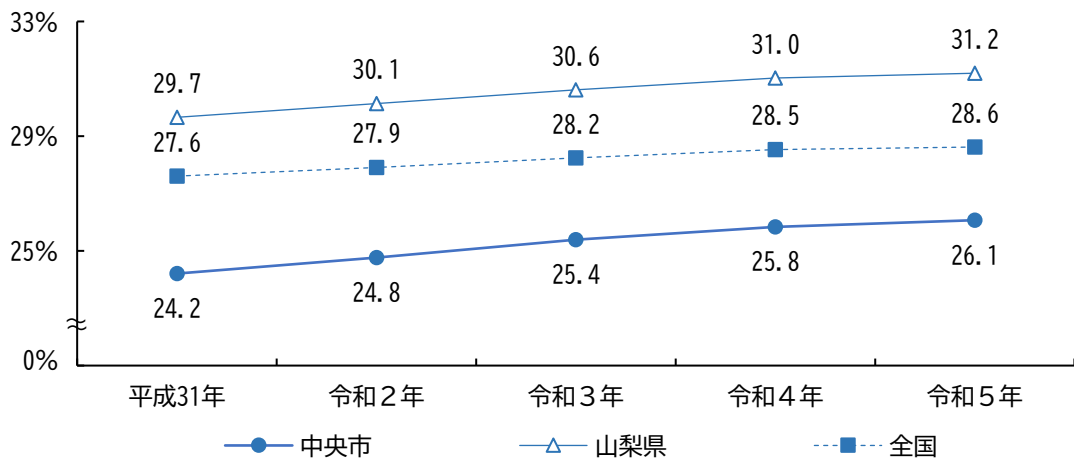
(1) 総人口・年齢層別人口



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

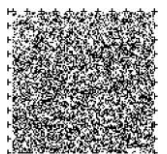
総人口は年によって増減していますが、30,900人前後で推移しています。また、「0～14歳」、「15～64歳」は減少傾向、「65歳以上」は増加傾向にあります。

(2) 高齢化率の比較



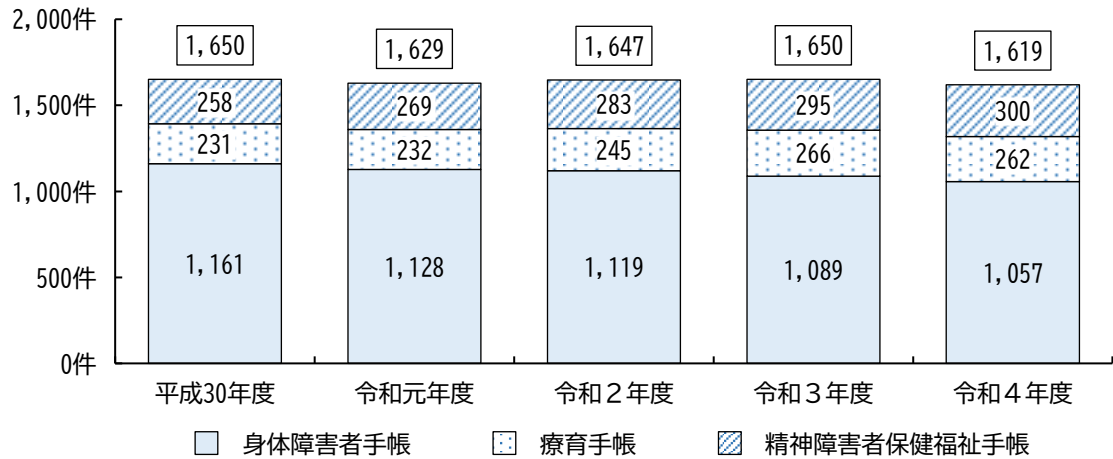
資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）」

高齢化率を山梨県や全国と比較すると、本市の高齢化率が低い水準であることがわかります。しかし、本市の高齢化率の上昇スピードが山梨県や全国より早く、その差は小さくなってきています。



2 障がいがある人の状況

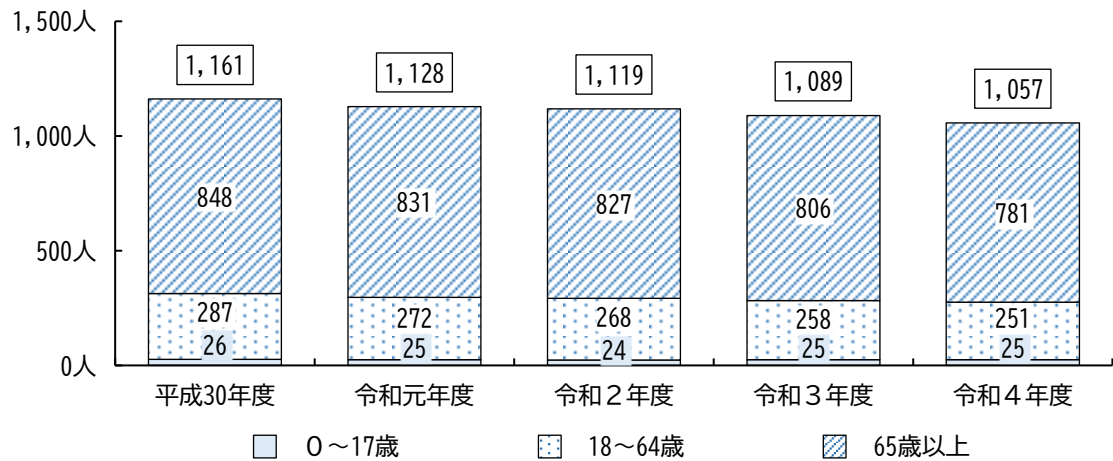
(1) 障害者手帳の交付件数



資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

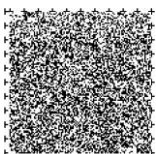
障害者手帳の交付件数（重複含む）は、ほぼ横ばいで推移しています。「身体障害者手帳」は減少傾向、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあります。

(2) 年齢層別身体障害者手帳所持者数

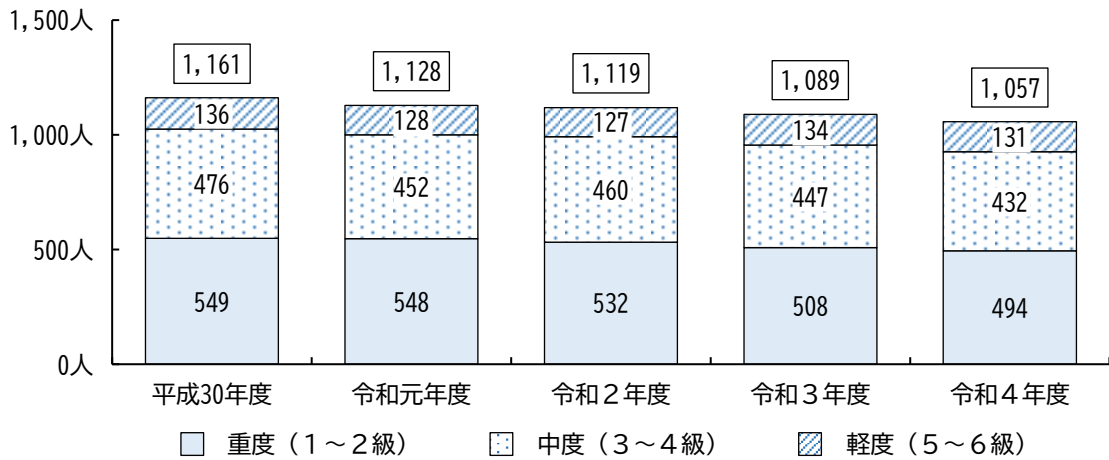


資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

身体障害者手帳所持者数を年齢層別にみると、大半が「65歳以上」であることがわかります。「18～64歳」、「65歳以上」は減少傾向にあります。



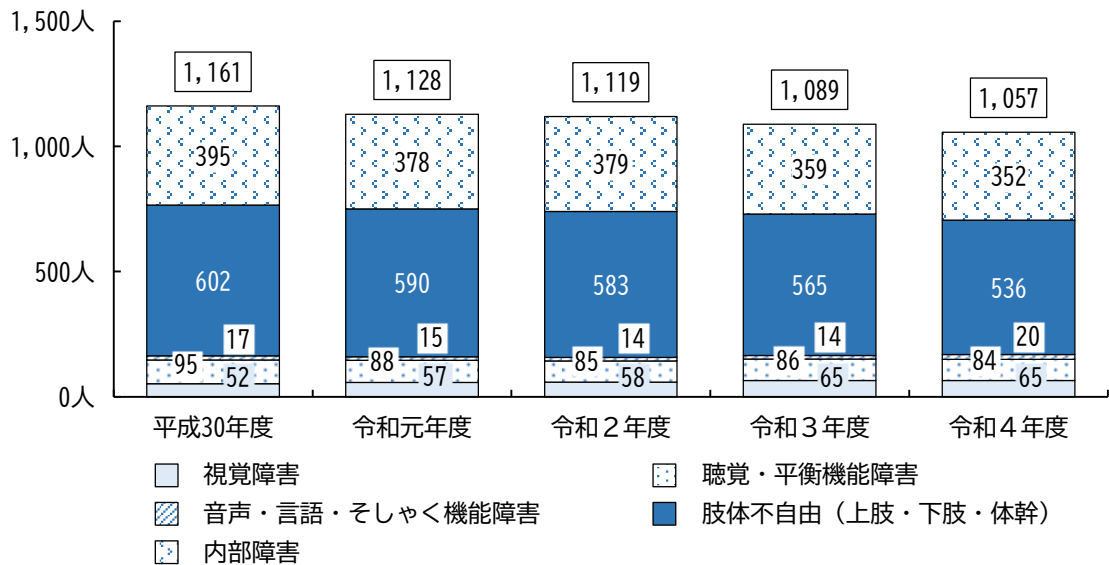
(3) 等級別身体障害者手帳所持者数



資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

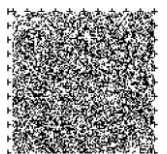
身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、「重度」が最も多く、「中度」、「軽度」が続いていることがわかります。「重度」、「中度」は減少傾向にあります。

(4) 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

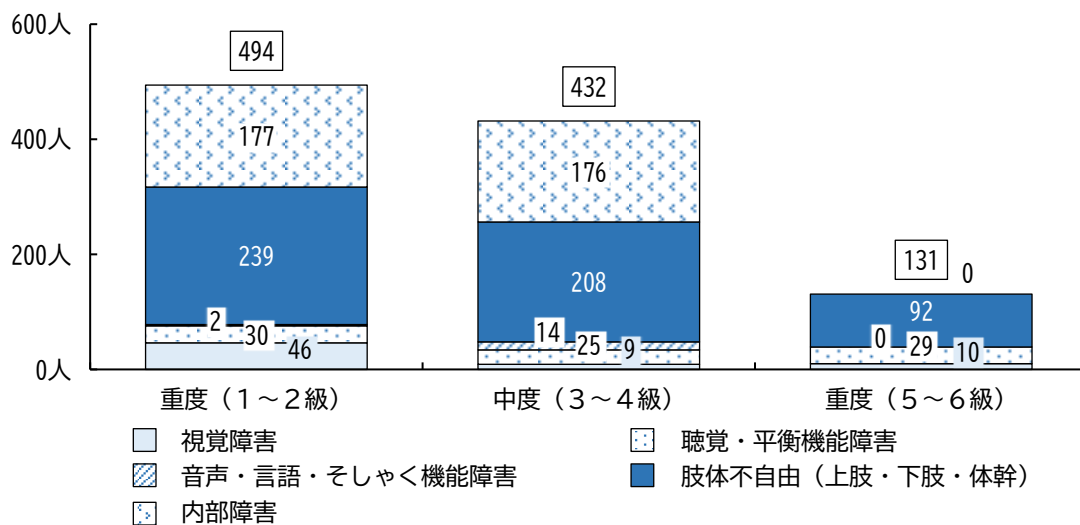


資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く、「内部障害」、「聴覚・平衡機能障害」が続いていることがわかります。「肢体不自由」、「内部障害」は減少傾向にあります。



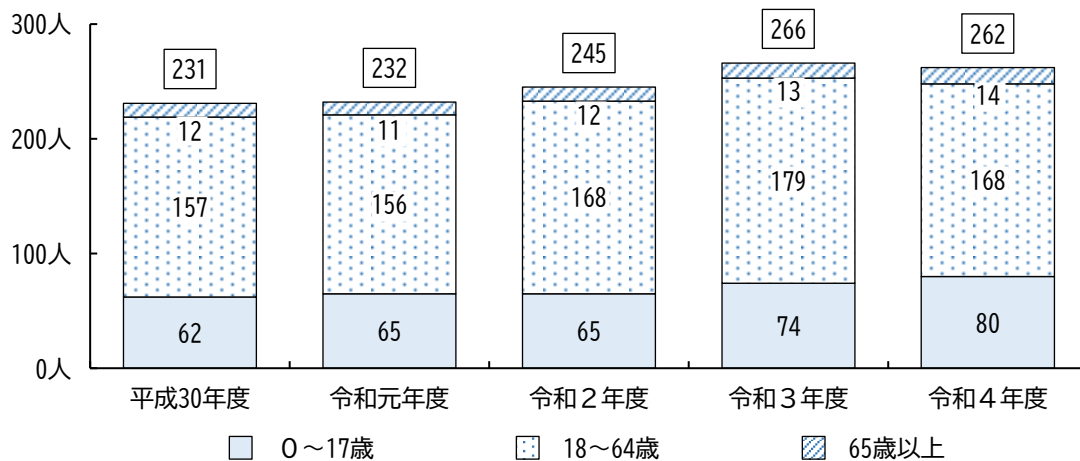
(5) 障がいの種類別・等級別身体障害者手帳所持者数（令和4年度）



資料：「山梨県手帳交付者統計（令和4年度末時点）」

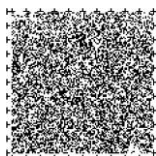
令和4年度の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別・等級別にみると、重度と中度で「肢体不自由」、「内部障害」が多いことがわかります。また、重度では「視覚障害」も多くなっています。

(6) 年齢層別療育手帳所持者数

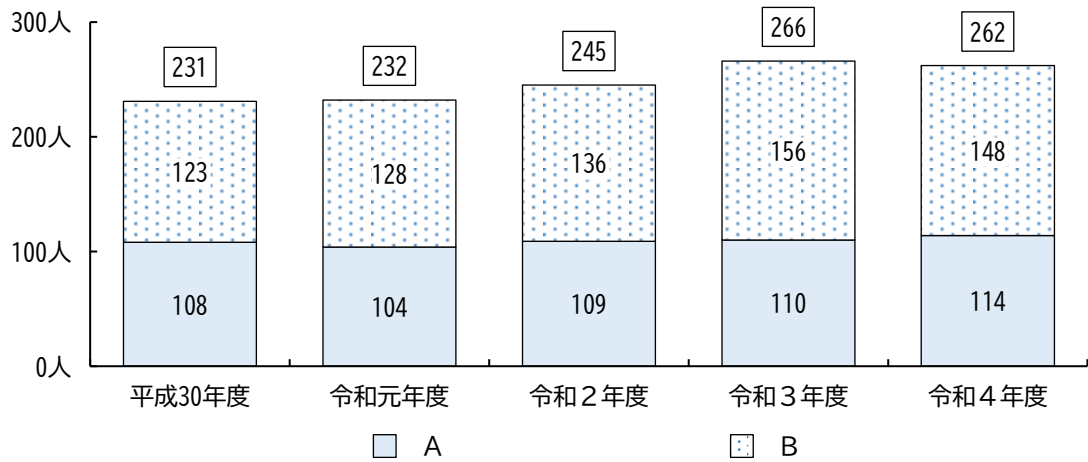


資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

療育手帳所持者数を年齢層別にみると、大半が「18～64歳」であることがわかります。「0～17歳」、「18～64歳」は増加傾向にあります。



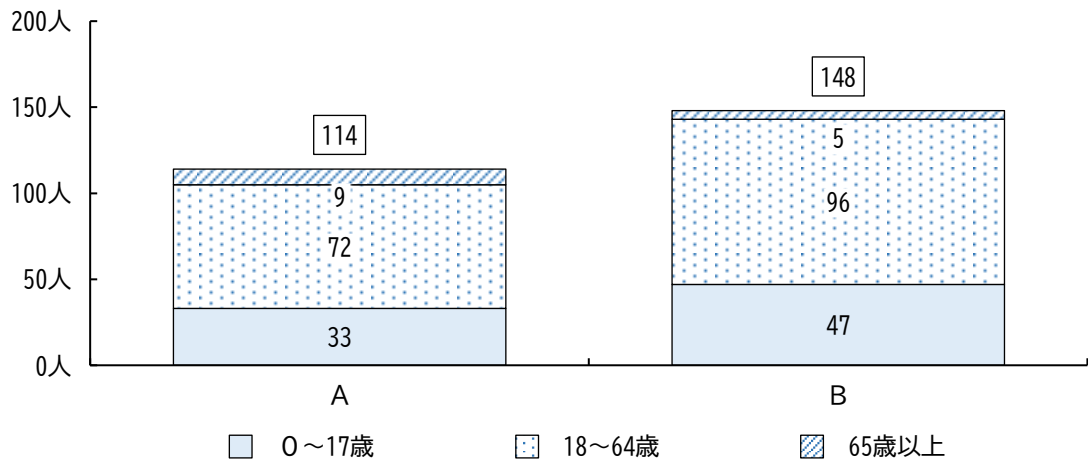
(7) 程度別療育手帳所持者数



資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

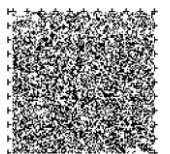
療育手帳所持者数を程度別にみると、「B」が「A」よりやや多いことがわかります。「A」、「B」とともに増加傾向にありますが、「B」の方が増加幅は大きくなっています。

(8) 年齢層別・程度別療育手帳所持者数（令和4年度）

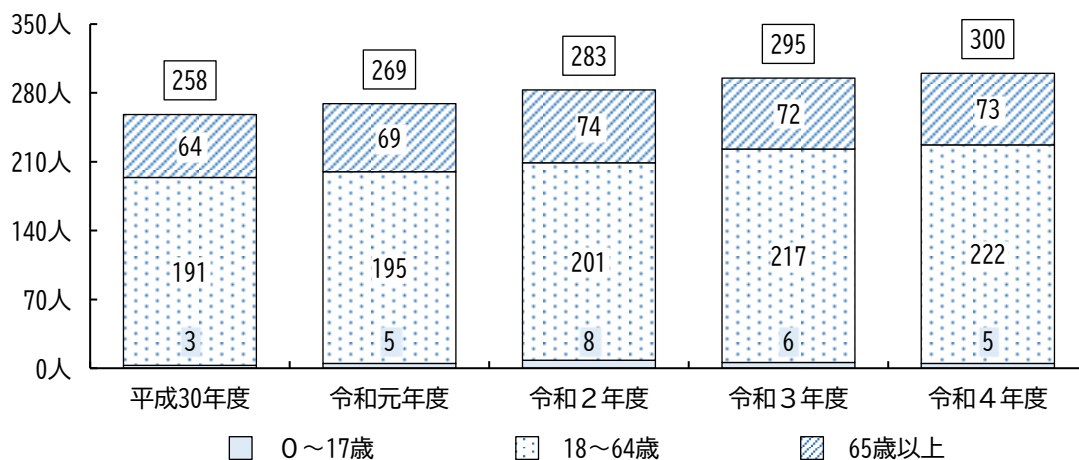


資料：「山梨県手帳交付者統計（令和4年度末時点）」

令和4年度の療育手帳所持者数を年齢層別・程度別にみると、A・Bともに「18～64歳」が大半を占めていることがわかります。また、「0～17歳」、「18～64歳」は、AよりBが多くなっているものの、「65歳以上」はわずかですがBよりAが多くなっています。



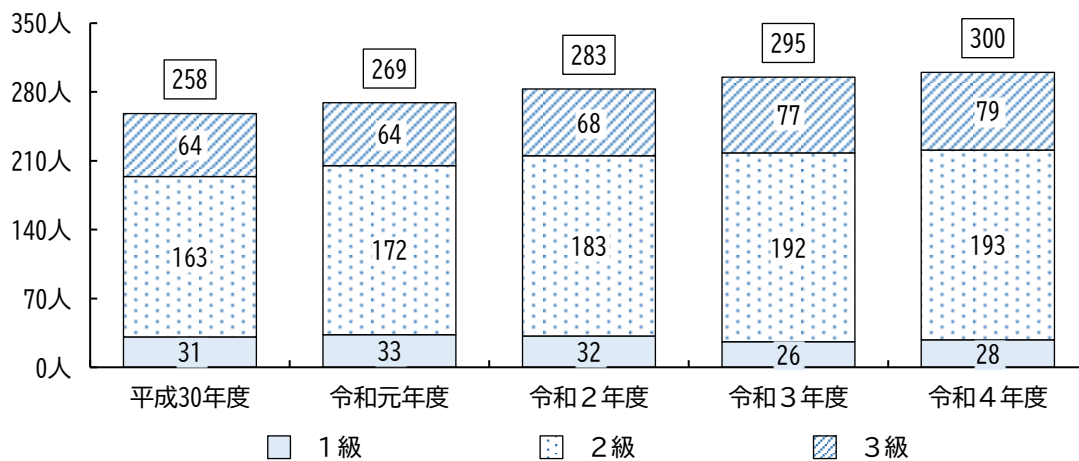
(9) 年齢層別精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

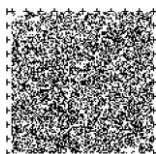
精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢層別にみると、大半が「18～64歳」であることがわかります。「18～64歳」、「65歳以上」は増加傾向にあります。

(10) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

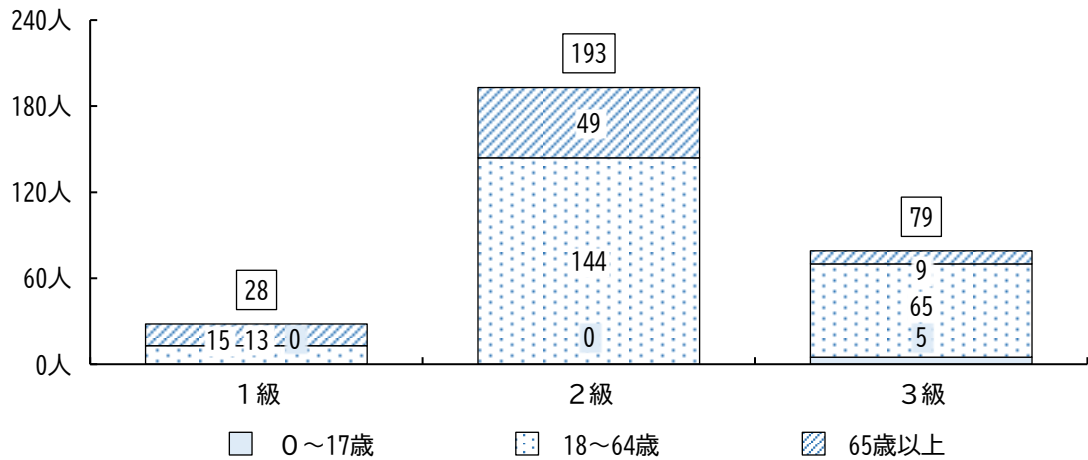


資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「2級」が最も多く、「3級」、「1級」が続いていることがわかります。「2級」、「3級」は増加傾向にあります。



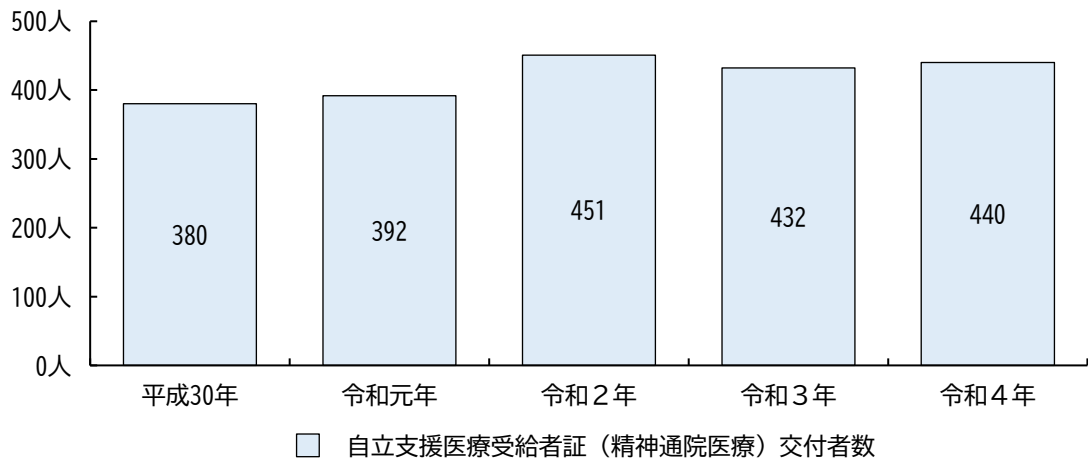
(11) 年齢層別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和4年度）



資料：「山梨県手帳交付者統計（令和4年度末時点）」

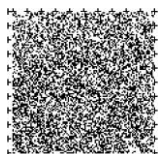
令和4年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢層別・等級別にみると、2級と3級で「18～64歳」が大半を占めていることがわかります。1級は全体の人数もそれほど多くありませんが、「18～64歳」と「65歳以上」がほぼ同数となっています。

(12) 自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数

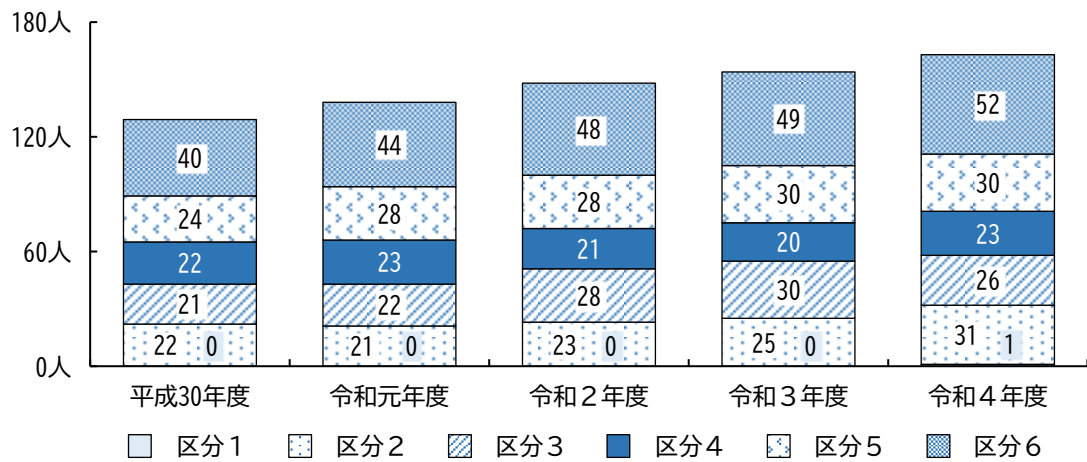


資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数は、令和2年まで増加傾向にありましたが、令和2年以降は440人前後で推移しています。



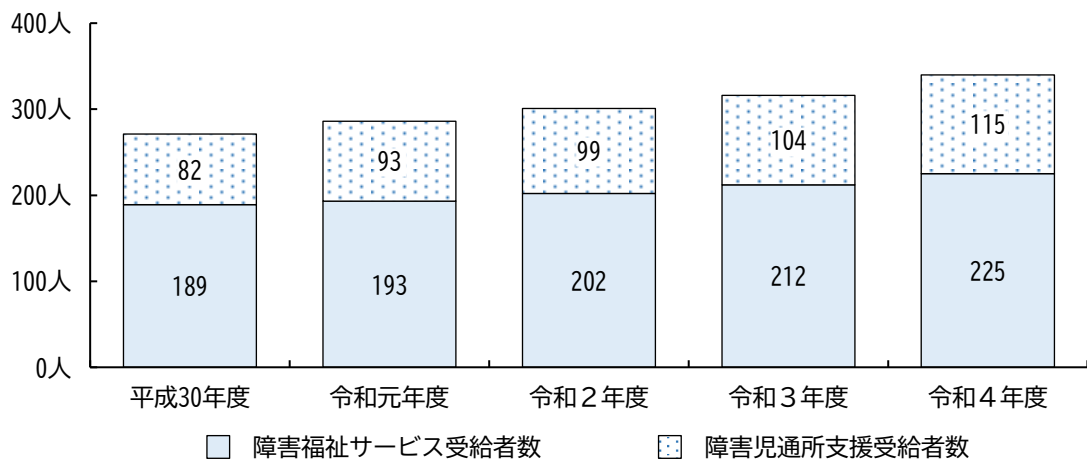
(13) 障害支援区分別支給決定者数



資料：「電算システム 障害福祉サービス支給一覧（各年度末時点）」

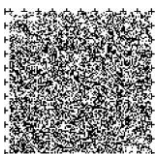
障害支援区分別支給決定者数は、年々増加傾向にあります。最も支援の必要性の高い「区分6」が最も多く、「区分2」、「区分3」、「区分5」とともに増加傾向にあります。

(14) 障害福祉サービス受給者数等

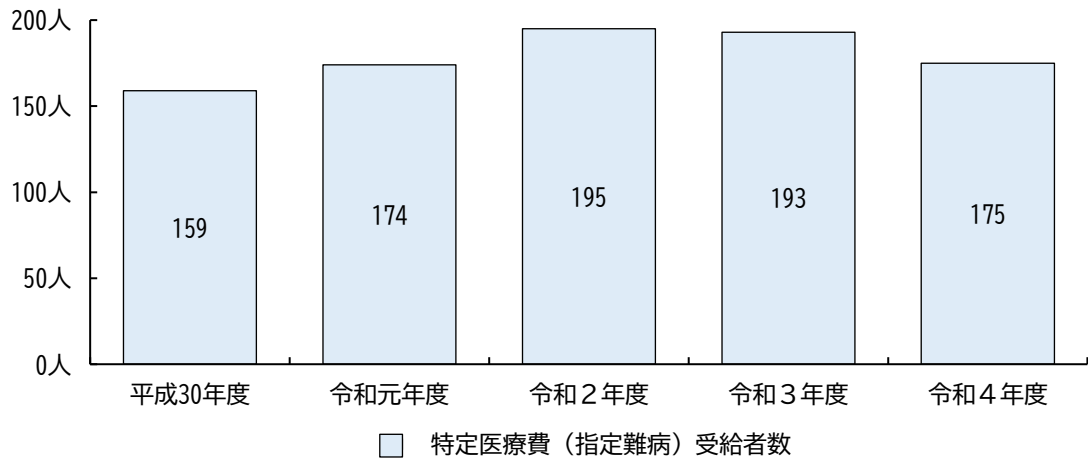


資料：「国保連 障害福祉サービス受給者数・障害児給付受給者数 報告書（各年度末時点）」

障害福祉サービス受給者数・障害児通所支援受給者数は、ともに増加傾向にあります。



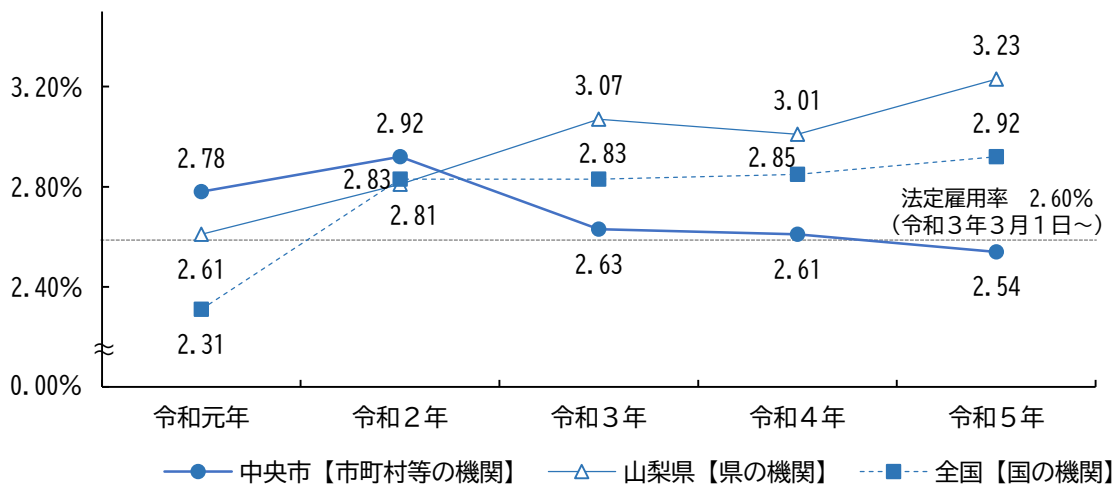
(15) 特定医療費（指定難病）受給者数



資料：「健康増進課資料（各年度末時点）」

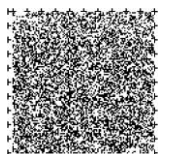
特定医療費（指定難病）受給者数は、令和2年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じています。

(16) 公的機関における障害者雇用率の比較

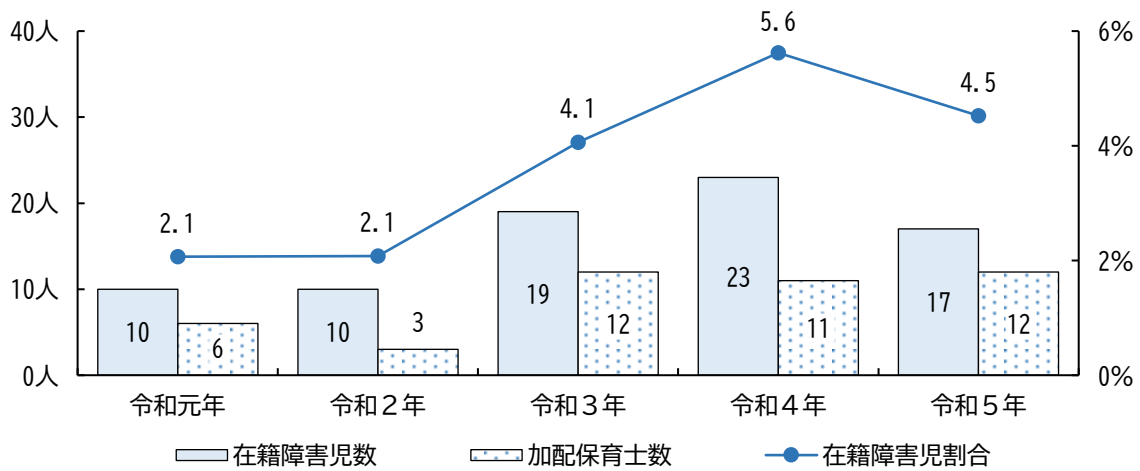


資料：「職員雇用状況（各年6月1日時点）」

公的機関における障害者雇用率を山梨県や全国と比較すると、令和2年までは山梨県や全国を上回る水準でした。令和3年以降はそれらを下回っており、令和5年では法定雇用率をわずかながら下回っています。



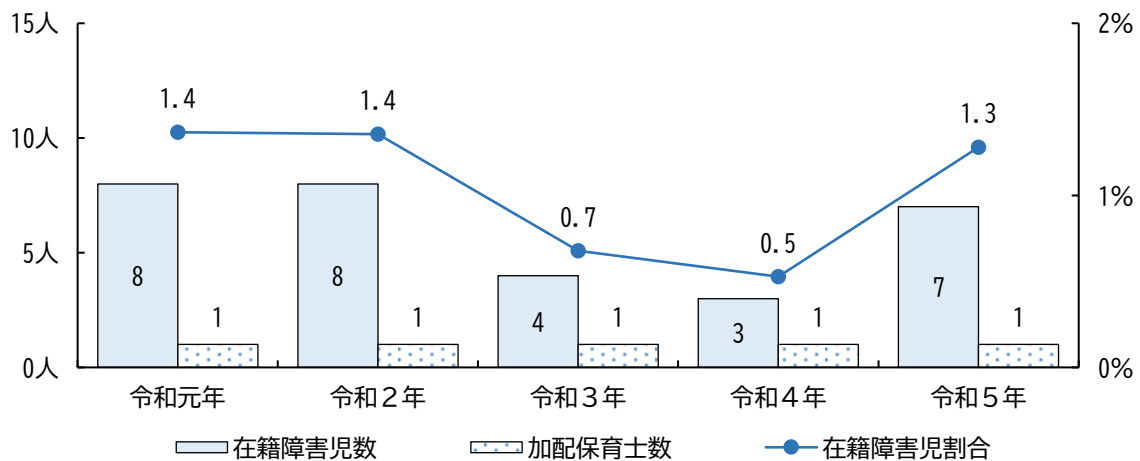
(17) 保育園における在籍障害児数等



資料：「子育て支援課資料（各年4月1日時点）」

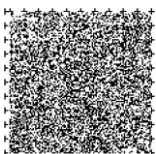
保育園における在籍障害児数は、令和4年まで増加傾向にありましたが、令和5年に減少に転じました。在籍障害児割合も、同様の傾向がみられます。加配保育士数は、令和3年以降、11～12人で推移しています。

(18) 認定こども園における在籍障害児数等

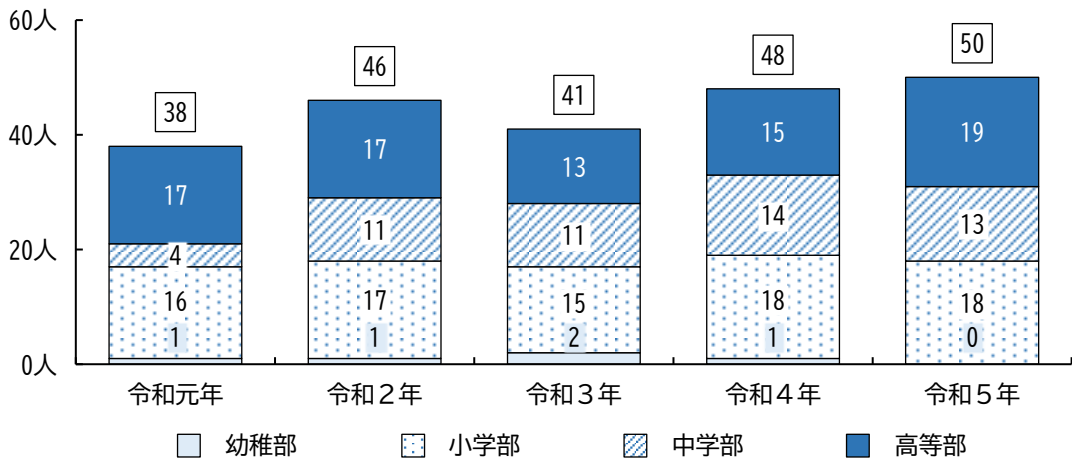


資料：「子育て支援課資料（各年4月1日時点）」

認定こども園における在籍障害児数は、保育園とは逆の傾向がみられ、令和4年まで減少傾向にありましたが、令和5年に増加に転じました。在籍障害児割合も、同様の傾向がみられます。加配保育士数は、1人で推移しています。



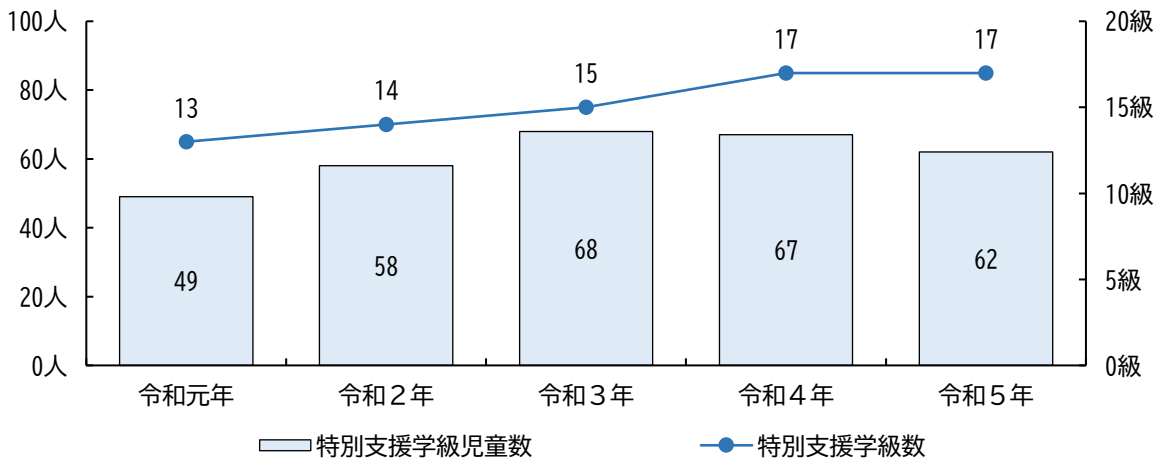
(19) 特別支援学校在籍者数



資料：「教育委員会（中央市・山梨県）資料（各年5月1日）」

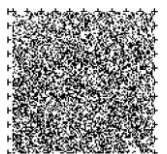
特別支援学校在籍者数は、年によって増減するものの、45人前後で推移することが多くなっています。「幼稚園部」、「小学部」、「高等部」は安定した人数である一方で、「中学部」は令和2年に前年の3倍近くにまで増加してからはその水準を保っています。

(20) 小学校における特別支援学級児童数等

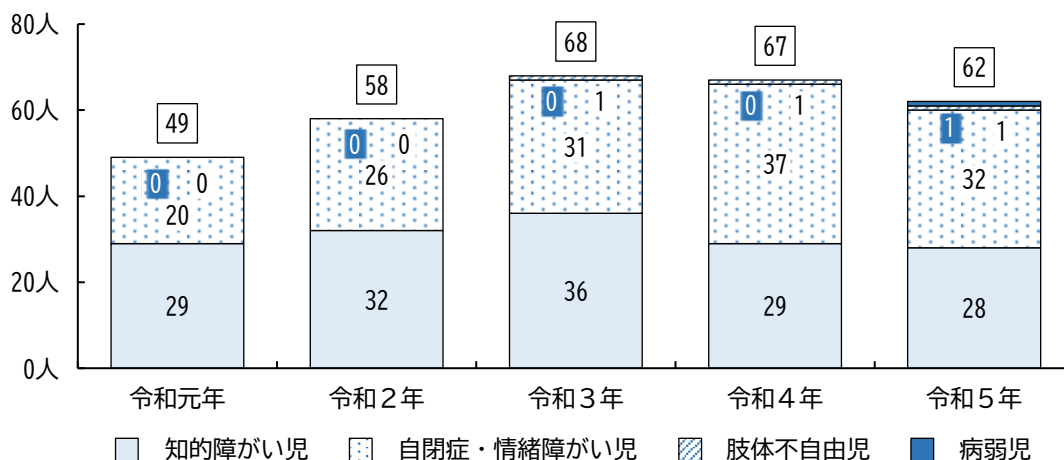


資料：「教育委員会（中央市・山梨県）資料（各年5月1日）」

小学校における特別支援学級児童数は、令和3年まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じています。特別支援学級数は、令和4年まで増加傾向にありましたが、その後は横ばいとなっています。



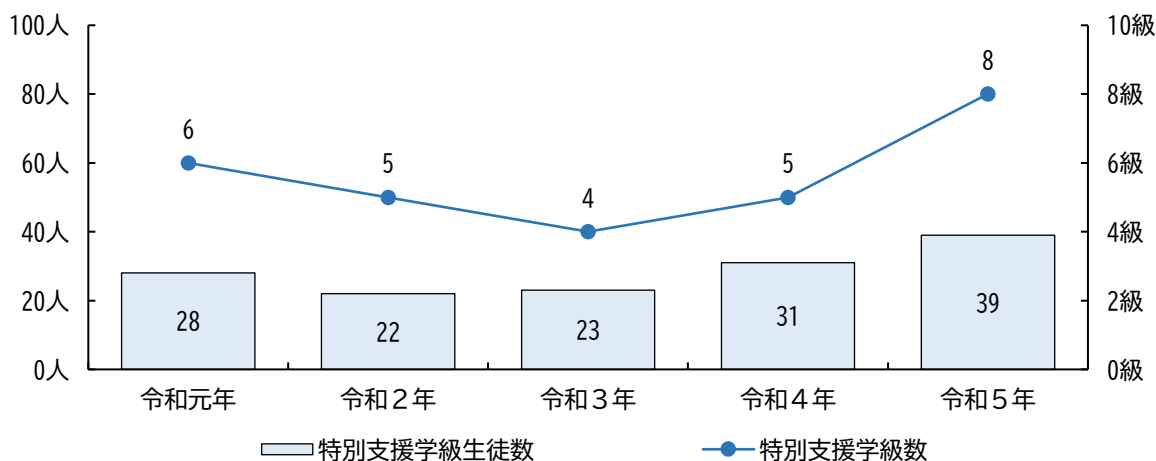
(21) 障害種別小学校における特別支援学級児童数



資料：「教育委員会（中央市・山梨県）資料（各年5月1日）」

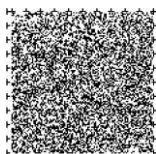
小学校における特別支援学級児童数を障害種別にみると、大半が「知的障がい児」、「自閉症・情緒障がい児」を占めていることがわかります。令和3年までは「知的障がい児」が「自閉症・情緒障がい児」より多かったものの、令和4年以降は逆転しています。

(22) 中学校における特別支援学級生徒数等



資料：「教育委員会（中央市・山梨県）資料（各年5月1日）」

中学校における特別支援学級生徒数は、令和2年まで減少傾向にありましたが、その後は増加傾向に転じています。特別支援学級数は、令和3年まで減少傾向にありましたが、その後は増加傾向に転じています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、障害者基本法に基づき、関連計画の位置づけとして策定している「中央市 第3次障がい者計画（令和6年度～令和11年度）」との整合性をとるため、当該計画の基本理念を踏襲し、“障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、暮らすことができる共生社会の実現”として、障がいがある人の自立した地域生活を支援することを目指し、事業を実施します。

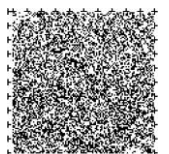
基本理念

障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、
ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、
暮らすことができる共生社会の実現

なお、国は以下の7項目を、市町村や都道府県が障害福祉計画等を作成する際の基本的理念と掲げています。

(参考) 国の基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組



2 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等の提供体制については、見込量確保のための方策に加えて、障がいがある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障がい児支援体制の整備等の施策展開が求められており、国の方針等を踏まえ、次の考え方のもと計画を進めます。

(1) 障がい福祉サービスの提供体制

地域生活の支援に向けた訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

就労や自立に向けた日中活動系サービスの保障

希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。

地域生活支援拠点等の整備と機能充実による入所者の地域移行の推進

地域生活支援拠点における機能体制を充実させるとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

福祉施設から一般就労への移行等の推進

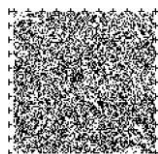
就労移行支援事業等の推進により、障がいがある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労後も継続した支援をしていきます。

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障害者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいがある人に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、事業所と連携し、人材育成等を促進し、穏やかな環境の中で、行動特性に沿った支援体制の確保に努めます。

依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する誤解及び偏見を解消するために、関係機関や医療機関と連携した啓発や相談等に取り組むとともに、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者及びその家族に対する支援を図ります。



(2) 相談支援の提供体制

相談支援体制の充実・強化

障がいがある人が地域において自立した生活を営むためには、障がい特性に合わせた障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用をささえ、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。

地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

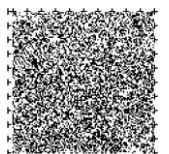
相談支援体制の構築が進むことに伴い、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保していきます。

発達障がい児者等に対する支援

発達障がい者または発達障がい児が継続して充実した生活を送れるよう、相談体制を整え、発達障がい児者等及び家族等への支援体制の確保に努めます。

関係機関との連携による協議会の活性化

地域自立支援協議会の構成員である関係機関、関係団体、当事者及びその家族、障がい者等の福祉・医療・教育または雇用に関連する職務に従事する者などと連携し、相談支援体制の充実を図ります。



(3) 障がい児支援の提供体制

地域支援体制の構築

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

保育・保健医療・教育等の関係機関と連携した支援

障がい児支援では、保育園や認定こども園、学校、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

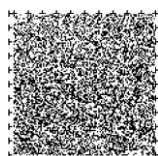
地域共生社会の実現に向け、地域でささえあう関係性を広げ、交流、学びなどの地域行事に参加していくための支援体制を進めることにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児及び虐待を受けた障がい児等、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備を図ります。

障害児相談支援の提供体制の確保

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、包括的な相談支援の整備を進めます。



3 障がい福祉サービス等の体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付の「指定障害福祉サービス（自立支援給付）」と「相談支援」及び「地域生活支援事業」に大別されます。

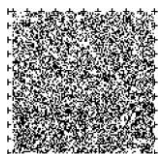
「地域生活支援事業」については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援 	地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業 	
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練） ④ 就労選択支援 ⑤ 就労移行支援 ⑥ 就労継続支援（A型） ⑦ 就労継続支援（B型） ⑧ 就労定着支援 ⑨ 療養介護 ⑩ 短期入所（福祉型） ⑪ 短期入所（医療型） 			任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 日中一時支援事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 身体障害者更生訓練費等給付事業 ④ 福祉ホーム入居者自立支援事業 ⑤ 施設入浴サービス事業
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援 				中央市独自事業
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援 					

児童福祉法に基づくサービスの体系

障がい児支援・障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童発達支援 ② 放課後等デイサービス ③ 保育所等訪問支援 ④ 居宅訪問型児童発達支援 ⑤ 障害児相談支援
----------------	--



4 成果目標

障がいがある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第6期計画の進捗状況を踏まえ、以下に掲げる6項目について、それぞれ令和8年度を目標年度とする成果目標を設定します。

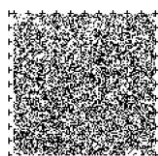
(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

福祉施設入所者の地域生活への移行について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】	
<施設入所者の地域移行> * 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
<施設入所者数の削減> * 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。	

項目	第7期目標値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	26人	令和4年度末時点の入所者
目標年度入所者数(B)	24人	令和8年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数(C)	2人	令和4年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み
	7.7%	移行割合(C/A)
【目標値】 削減見込み(率)	2人	令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数(A-B)
	7.7%	削減割合((A-B)/A)



(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

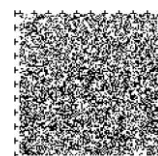
<地域生活支援拠点等の整備>

*令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することを基本とする。

<強度行動障害状態にある者への支援体制>

*令和8年度末までに、強度行動障害状態にある者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

項目	第7期目標値	考え方
令和4年度末の整備数	1か所	設置済み
【目標値】整備か所数	1か所	
【目標値】 コーディネーターの配置	配置	
【目標値】 機能検証の実施回数	1回	年に1回以上の運用状況の検証・検討を実施
【目標値】 強度行動障がい状態にある者 への支援ニーズの把握等 についての取組の実施	継続実施	障がい者相談支援センター「穂のか」と連携し、令和5年度に強度行動障がい状態にある者への事業所アンケート調査を実施
【目標値】 地域の関係機関が連携した 支援体制の整備	整備	



(3) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

<一般就労への移行>

- * 就労移行支援事業等^{*1}の利用を経て一般就労に移行する者の人数（ア）を、令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - イ) 就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ウ) 就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - エ) 就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- * 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所（オ）を5割以上とすることを基本とする。**【新規】**

<一般就労後の定着支援>

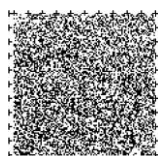
- * 就労定着支援事業の利用者数（カ）は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- * 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率^{*2}が7割以上となる就労定着支援事業所の割合（キ）を2割5分以上とすることを基本とする。

^{*1} 就労移行支援事業等：就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護

^{*2} 就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者

項目	第7期目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	3人	令和3年度実績の1.28倍以上



イ) うち 就労移行支援事業を通じた移行者数

項目	第7期目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	0人	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	1人	令和3度実績の1.31倍以上

ウ) うち 就労継続支援A型を通じた移行者数

項目	第7期目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	0人	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	1人	令和3度実績の1.29倍以上

エ) うち 就労継続支援B型を通じた移行者数

項目	第7期目標値	考え方
令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度の移行実績
【目標値】 令和8年度末時点の年間移行者数	1人	令和3度実績の1.28倍以上

オ) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

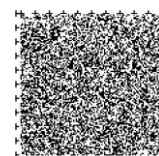
項目	第7期目標値	考え方
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	10割 (1事業所/1事業所)	5割以上 (令和8年度の就労移行支援事業所数 = 1事業所)

カ) 就労定着支援事業の利用者数

項目	第7期目標値	考え方
令和3年度の利用者数	0人	令和3年度の利用実績
【目標値】 令和8年度の利用者数	1人	令和3度実績の1.41倍以上

キ) 就労定着率が7割以上の事業所数

項目	第7期目標値	考え方
【目標値】 就労定着率が7割以上の事業所数	10割 (1事業所/1事業所)	2.5割以上 (令和8年度の就労移行支援事業所数 = 1事業所)



(4) 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第3期計画の成果目標と活動指標の設定

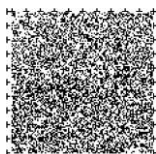
【国の基本指針】

<障害児に対する重層的な地域支援体制の構築>

- *児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設置であっても差し支えない。)
- *障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

<重症心身障害児・医療的ケア児への支援>

- *令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- *令和8年度末までに、各圏域または各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



ア) 児童発達支援センターの整備

項目	第3期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	0か所	令和3年度の実績
【目標値】整備か所数	1か所	中央市単独

イ) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無

項目	第3期目標値	考え方
体制の構築	構築	発達障がい支援コーディネーター等を活用した推進体制

ウ) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

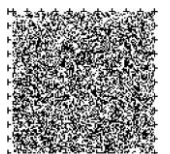
項目	第3期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	0か所	令和3年度の実績
【目標値】整備か所数	1か所	中央市単独

エ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保

項目	第3期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	0か所	令和3年度の実績
【目標値】整備か所数	1か所	中央市単独

オ) 医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	第3期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	1か所	圏域で設置済み
【目標値】整備か所数	1か所	圏域で設置済み
【目標値】 コーディネーター数	1人	圏域または単独で検討



(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

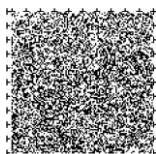
<相談支援体制の充実・強化>

*令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

*協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【新規】

項目	第7期目標値	考え方
令和3年度末の設置数	1か所	中央市・昭和町で共同設置済み
【目標値】 基幹相談支援センター等の整備	1か所	
【目標値】 協議会の体制の確保	体制構築	



(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、国が定める基本指針に基づき令和8年度における数値目標を設定します。

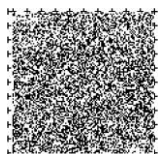
■第7期計画の成果目標の設定

【国の基本指針】

<障害福祉サービス等の質の向上>

*令和8年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

項目	第7期目標値	考え方
【目標値】 研修参加を促す取組	7回	研修内容：気になる子、盲導犬、成年後見制度、手帳、差別、ひきこもり、虐待
【目標値】 審査エラー内容分析結果を活用した取組	12回	



第4章 サービス量の見込みと確保の方策

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

サービス内容

ホームヘルパーが障がいがある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる支援を行います。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

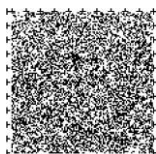
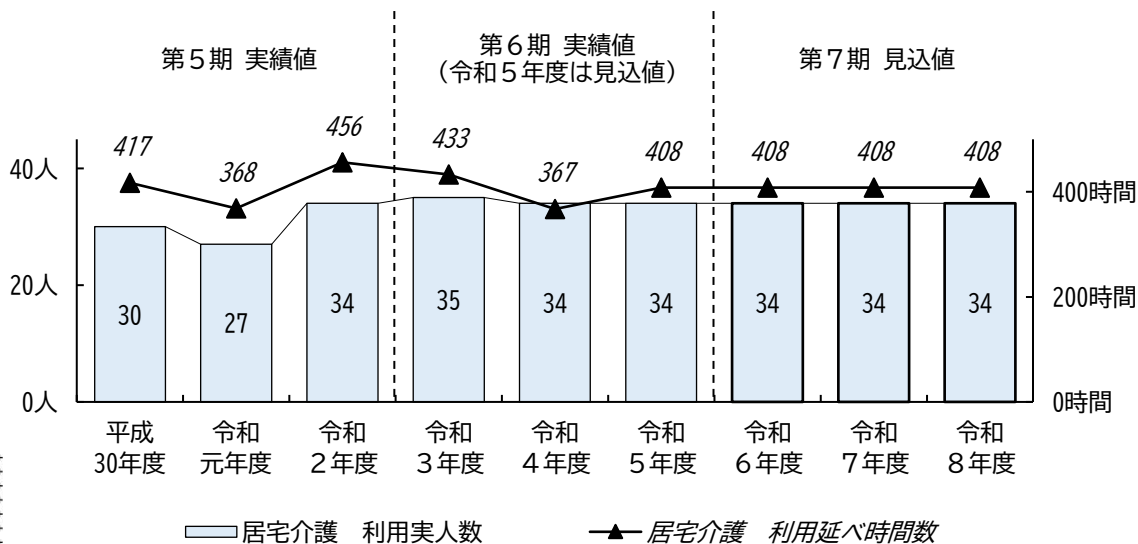
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用延べ時間 (時間)	見込値	463	509	559
		実績値	433	367	408
		実施率	93.5%	72.1%	73.0%
	利用実人数 (人)	見込値	33	36	39
		実績値	35	34	34
		実施率	106.1%	94.4%	87.2%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用延べ時間(時間)	408	408	408
	利用実人数(人)	34	34	34

第5期から第7期までの推移



② 重度訪問介護

サービス内容

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがある人で、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

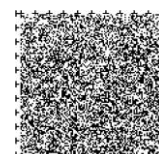
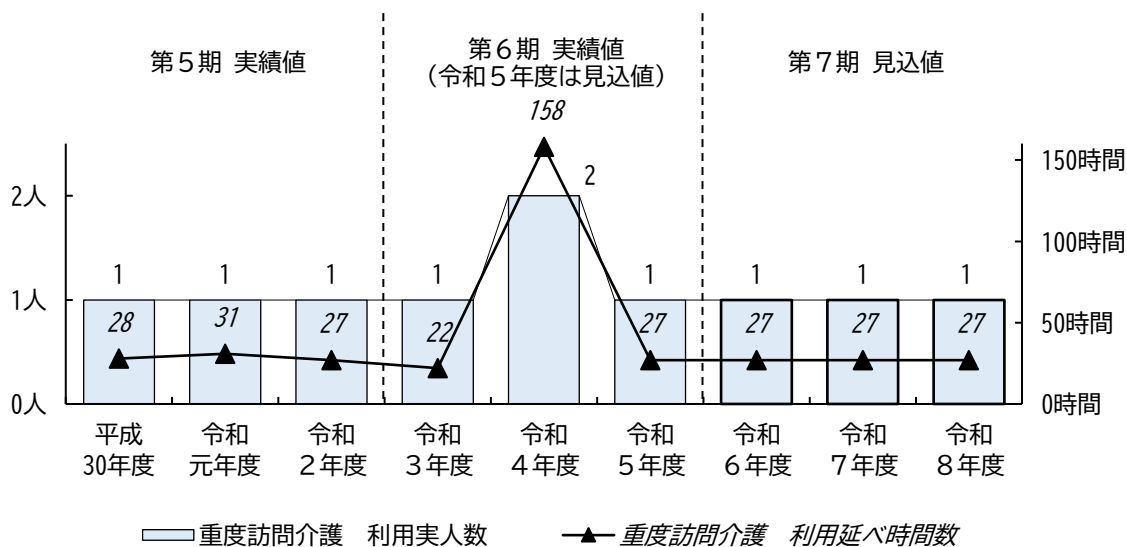
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
重度訪問介護	利用延べ時間 (時間)	見込値	50	50	50
		実績値	22	158	27
		実施率	44.0%	316.0%	54.0%
	利用実人数 (人)	見込値	2	2	2
		実績値	1	2	1
		実施率	50.0%	100.0%	50.0%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	利用延べ時間 (時間)	27	27	27
	利用実人数 (人)	1	1	1

第5期から第7期までの推移



③ 同行援護

サービス内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び時に同行し必要となる排せつや食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む）を行います。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

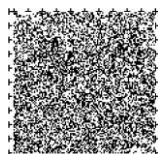
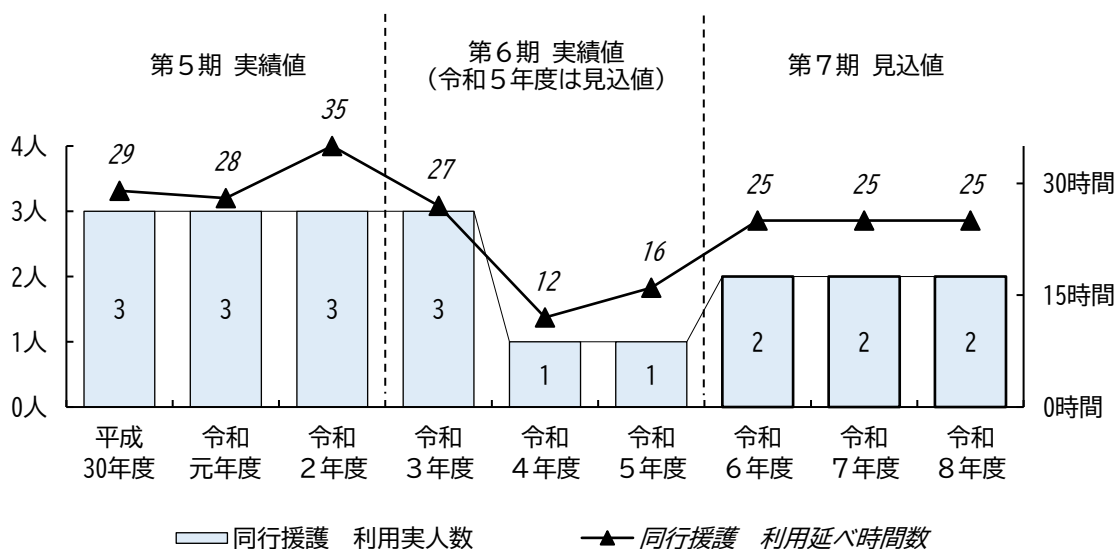
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
同行援護	利用延べ時間 (時間)	見込値	26	28	30
		実績値	27	12	16
		実施率	103.8%	42.9%	53.3%
	利用実人数 (人)	見込値	3	3	3
		実績値	3	1	1
		実施率	100.0%	33.3%	33.3%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用延べ時間(時間)	25	25	25
	利用実人数(人)	2	2	2

第5期から第7期までの推移



④ 行動援護

サービス内容

知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難があり常時介護を要する人が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

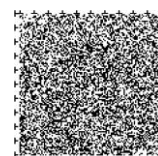
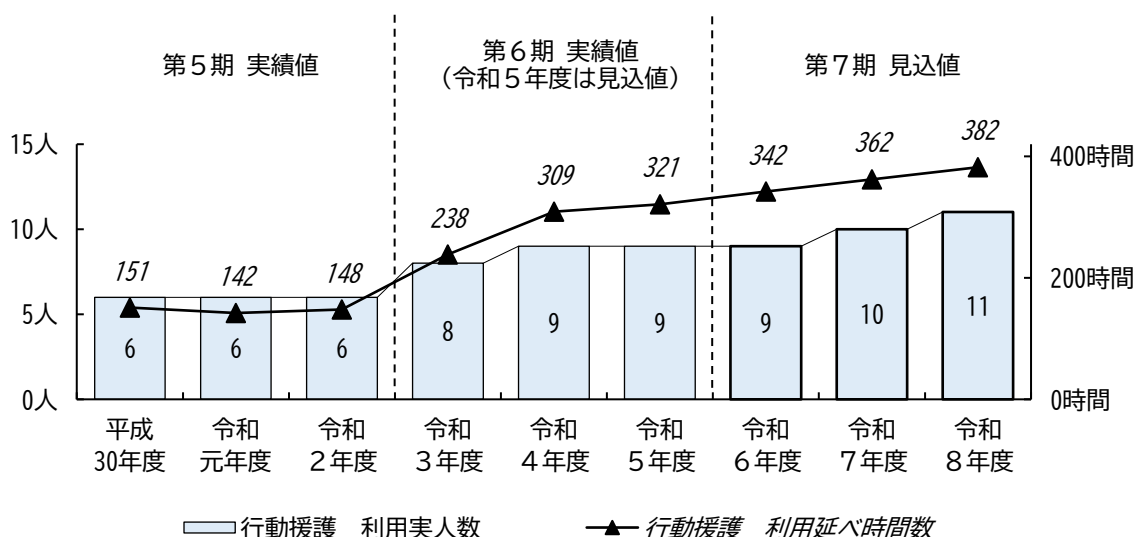
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
行動援護	利用延べ時間 (時間)	見込値	144	148	152
		実績値	238	309	321
		実施率	165.3%	208.8%	211.2%
	利用実人数 (人)	見込値	5	6	6
		実績値	8	9	9
		実施率	160.0%	150.0%	150.0%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用延べ時間(時間)	342	362	382
	利用実人数(人)	9	10	11

第5期から第7期までの推移



⑤ 重度障害者等包括支援

サービス内容

障がいの状況が重く、意思の疎通に著しい困難を伴う常時介護を要する人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

*計画策定時点では、県内に事業所はありません。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

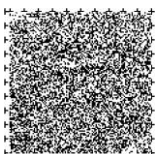
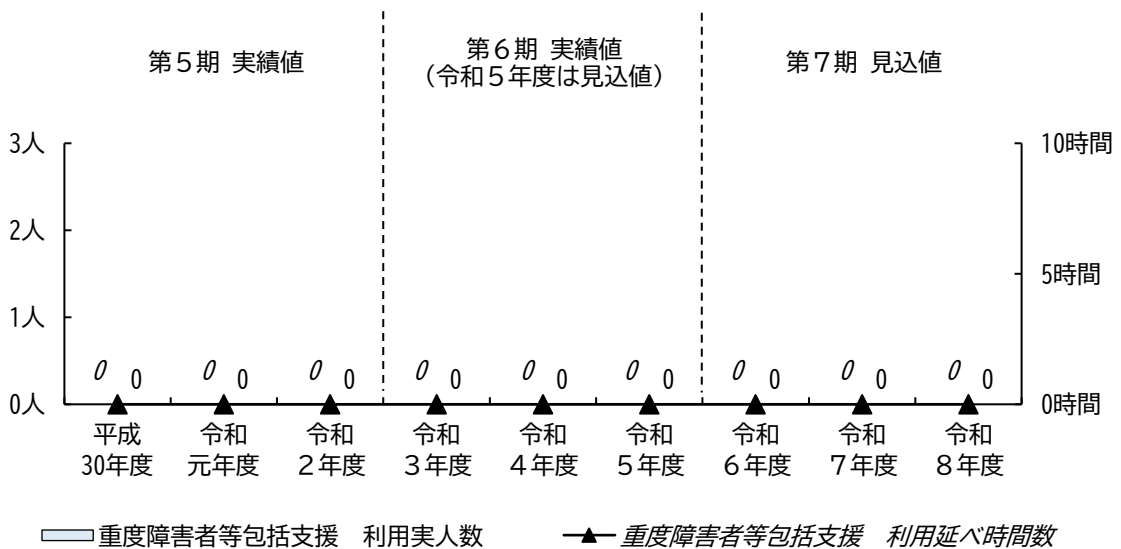
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
重度障害者等 包括支援	利用延べ時間 (時間)	見込値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		実施率	-	-	-
	利用実人数 (人)	見込値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		実施率	-	-	-

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	利用延べ時間(時間)	0	0	0
	利用実人数(人)	0	0	0

第5期から第7期までの推移



【訪問系サービス合計】

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

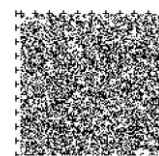
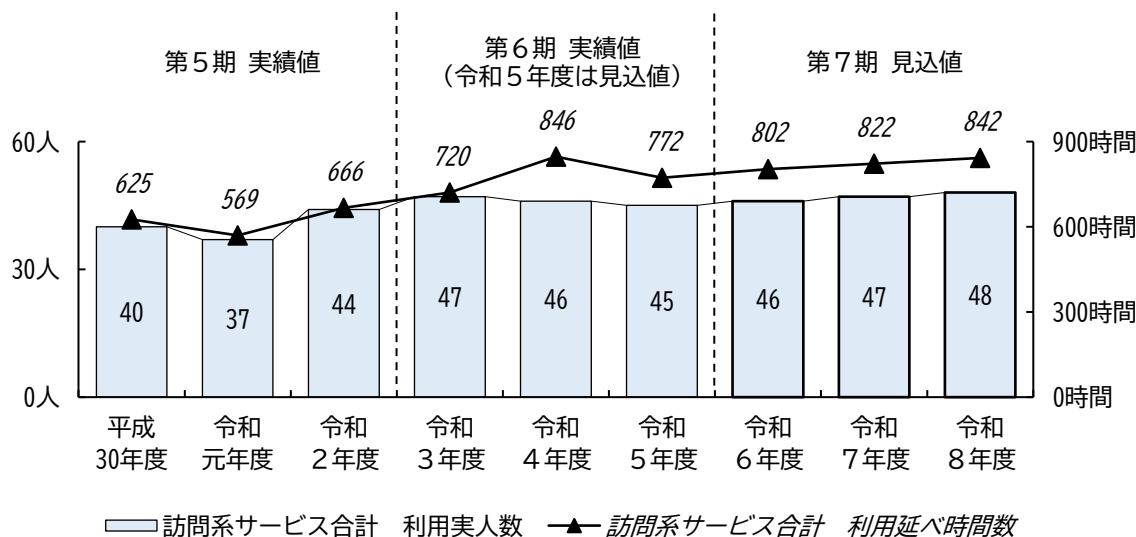
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間 (時間)	見込値	683	735	791
		実績値	720	846	772
		実施率	105.4%	115.1%	97.6%
	利用実人数 (人)	見込値	43	46	49
		実績値	47	46	45
		実施率	109.3%	100.0%	91.8%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用延べ時間(時間)	802	822	842
	利用実人数(人)	46	47	48

第5期から第7期までの推移



訪問系サービスの状況

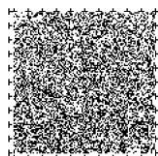
- * 居宅介護については、利用者数、延べ時間数ともに大きな増減はみられません。
- * 重度訪問介護については、令和4年度に介護者の一時的な入院で利用者数、延べ利用時間が大幅に増加しましたが、令和5年度は令和3年度以前の利用状況に戻っています。
- * 同行援護については、令和4年度に利用者数が1名に減り、延べ時間数も半減以下となり、令和5年度も同程度で推移しています。
- * 行動援護については、利用者数、時間数とも微増傾向にあります。

訪問系サービスの課題

- * 全県的に見ても、医療的ケアが必要な障がい児者にも対応できる事業所や、同行援護や行動援護といった外出支援を実施している事業所が少なく、ニーズが増えた場合に必要な提供量が確保しづらい状況が続いています。
- * 介護者の高齢化などにより、今後、障がいがある人が地域生活を継続していく上で訪問系サービスのニーズの増加が予想されるため、ニーズに応じたサービスの支給と提供量の確保が必要となります。

訪問系サービスの必要な見込量確保のための方策

- (1) 障がい者相談支援センター「穂のか」や福祉施設・事業所等と連携を図り、ニーズの多い時間帯等にも対応できるよう、市内に提供可能な市外の訪問系事業者の新規参入を含め、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障がい者や重度の障がい者、医療的ケアが必要な者に対するサービス実施主体は現状少ないため、引き続き、社会福祉法人や医療法人等に積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- (2) 障がい者相談支援センター「穂のか」を軸として相談支援事業所と連携し、サービス利用の希望者の障がいの状況やニーズに応じた必要な訪問系サービス提供を図ります。
- (3) 障害者手帳取得時等に福祉サービス案内冊子などを配布するなど、障がいがある人及び当事者団体に対して、訪問系サービス内容や事業所に関する情報提供の充実を図り、訪問系サービスの利用促進に努めます。
- (4) 県で実施されるホームヘルパー研修等の情報提供を積極的に行います。
- (5) 困難事例への対応等を支援するため、事業所が対応に苦慮しているケースの事例検討会を開催するなど、ホームヘルパーや事業者が相互に情報交換できるネットワークづくりを進めます。



(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

サービス内容

障害支援区分が一定以上の常時介護を要する障がいがある人が、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ及び食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

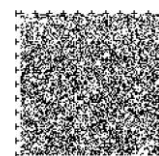
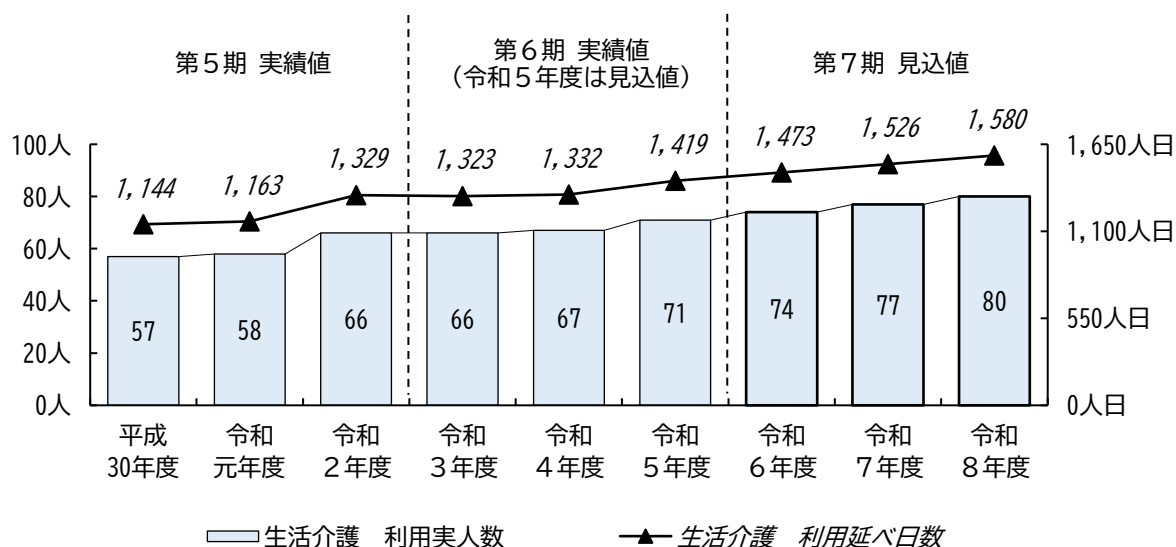
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
生活介護	利用延べ日数 (人日)	見込値	1,389	1,514	1,604
		実績値	1,323	1,332	1,419
		実施率	95.2%	88.0%	88.5%
	利用実人数 (人)	見込値	65	68	72
		実績値	66	67	71
		実施率	101.5%	98.5%	98.6%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用延べ日数(人日)	1,473	1,526	1,580
	利用実人数(人)	74	77	80

第5期から第7期までの推移



② 自立訓練（機能訓練）

サービス内容

医療機関を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいがある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいがある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスです。利用期限が1年6か月と定められています。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

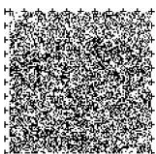
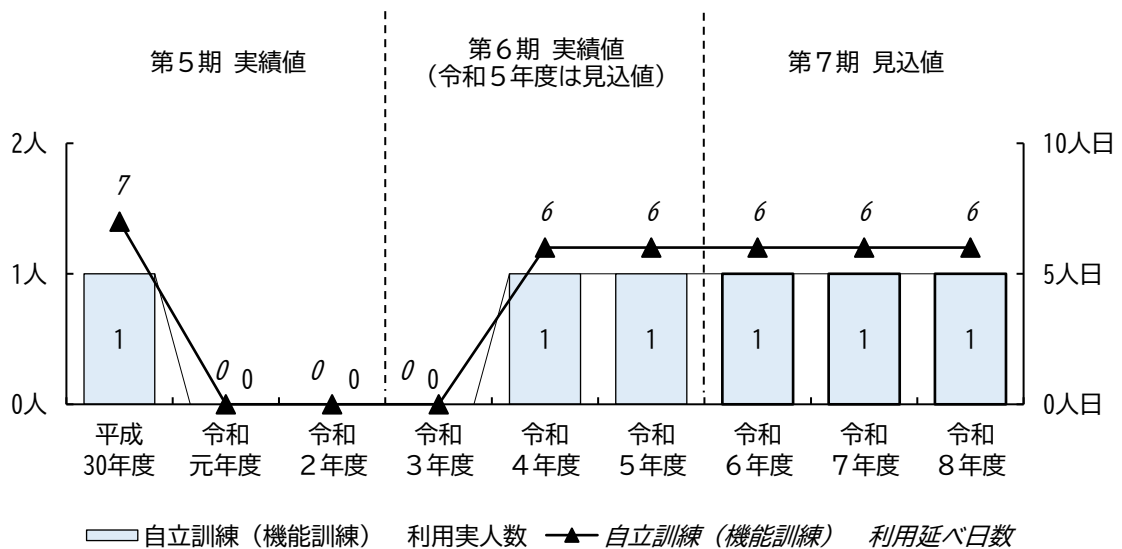
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
自立訓練 (機能訓練)	利用延べ日数 (人日)	見込値	10	10	10
		実績値	0	6	6
		実施率	0.0%	60.0%	60.0%
	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		実施率	0.0%	100.0%	100.0%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用延べ日数 (人日)	6	6	6
	利用実人数 (人)	1	1	1

第5期から第7期までの推移



③ 自立訓練（生活訓練）

サービス内容

医療機関や施設を退院・退所した人や特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいがある人や精神障がいがある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期限が2年間、長期間入院者等は3年間と定められています。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

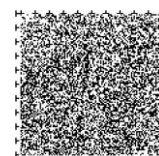
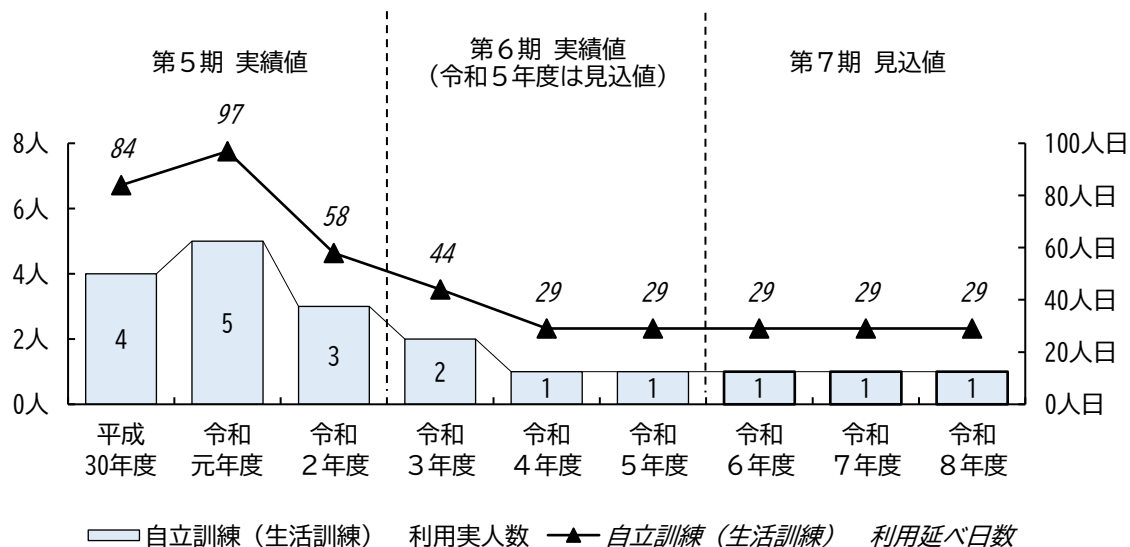
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
自立訓練 (生活訓練)	利用延べ日数 (人日)	見込値	72	72	72
		実績値	44	29	29
		実施率	61.1%	40.3%	40.3%
	利用実人数 (人)	見込値	4	4	4
		実績値	2	1	1
		実施率	50.0%	25.0%	25.0%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	利用延べ日数 (人日)	29	29	29
	利用実人数 (人)	1	1	1

第5期から第7期までの推移



④ 就労選択支援 【新規：第7期から】

サービス内容

障がいがある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスで、障がいがある人の強みや課題、就労に必要な配慮について、障がいがある人と支援側がともに整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系障がい福祉サービスにつなげるのが特徴です。令和7年度までを目途に開始される予定です。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

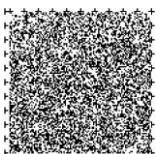
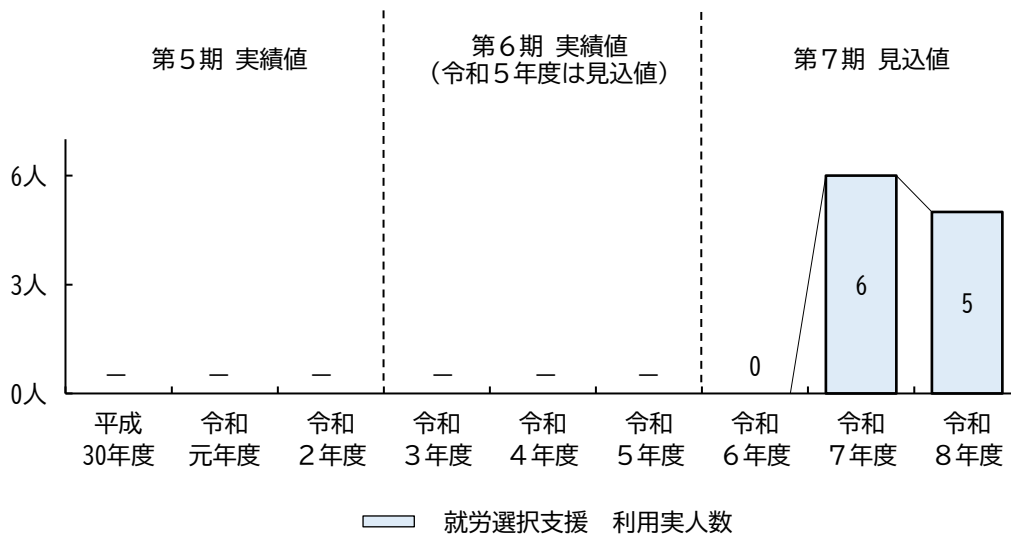
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
就労選択支援	利用実人数 (人)	見込値	-	-	-
		実績値	-	-	-
		実施率	-	-	-

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用実人数(人)	0	6	5

第5期から第7期までの推移



⑤ 就労移行支援

サービス内容

就労を希望する障がいがある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間または5年間です。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

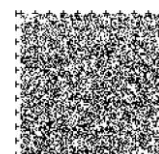
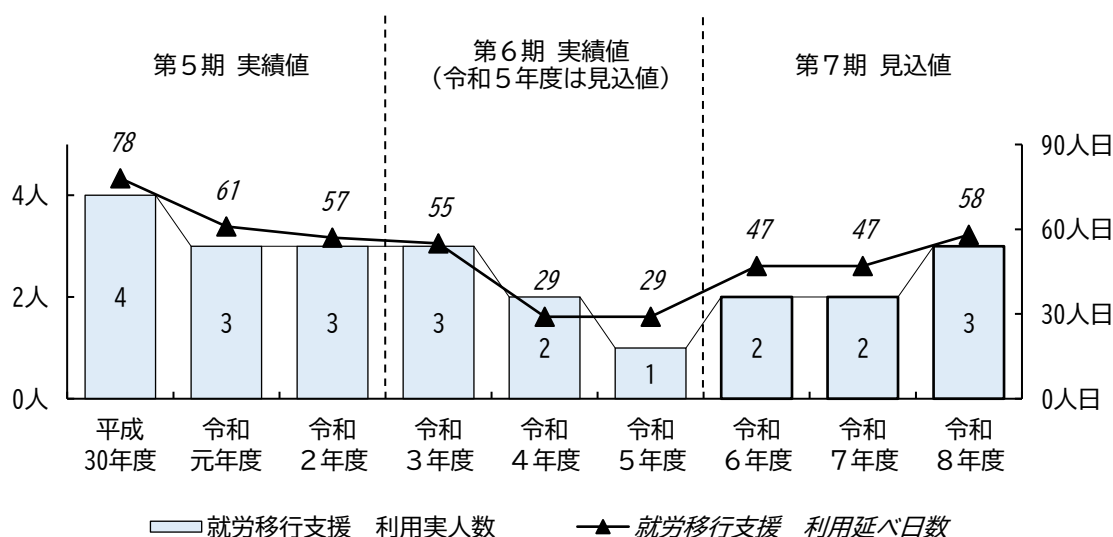
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
就労移行支援	利用延べ日数 (人日)	見込値	77	84	92
		実績値	55	29	29
		実施率	71.4%	34.5%	31.5%
	利用実人数 (人)	見込値	5	6	7
		実績値	3	2	1
		実施率	60.0%	16.7%	14.3%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用延べ日数 (人日)	47	47	58
	利用実人数 (人)	2	2	3

第5期から第7期までの推移



⑥ 就労継続支援（A型）

サービス内容

通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいがある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

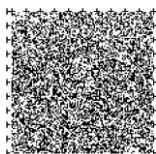
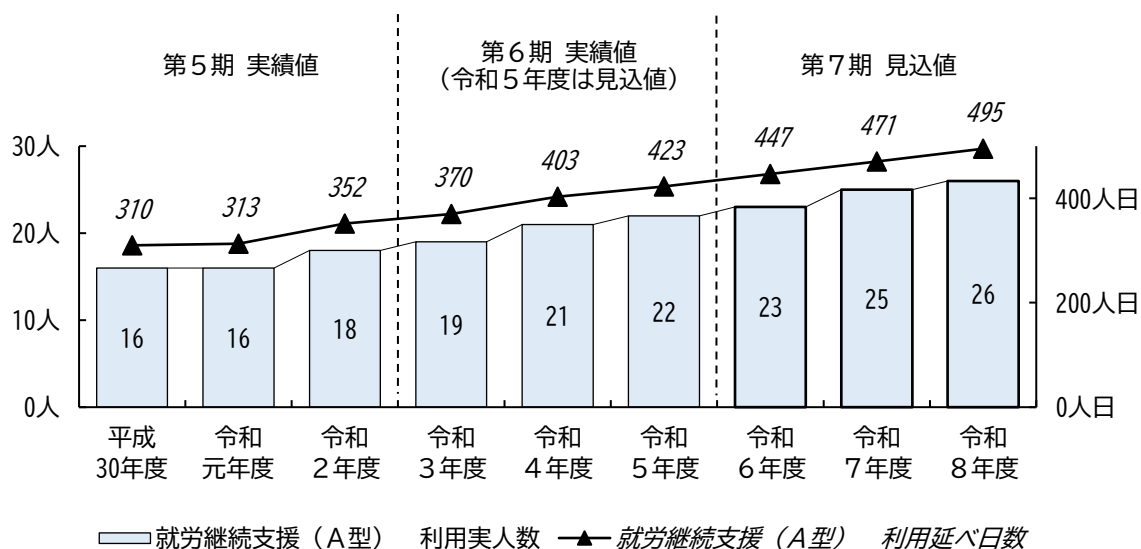
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
就労継続支援 (A型)	利用延べ日数 (人日)	見込値	347	364	382
		実績値	370	403	423
		実施率	106.6%	110.7%	110.7%
	利用実人数 (人)	見込値	17	17	18
		実績値	19	21	22
		実施率	111.8%	123.5%	122.2%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	利用延べ日数(人日)	447	471	495
	利用実人数(人)	23	25	26

第5期から第7期までの推移



⑦ 就労継続支援（B型）

サービス内容

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の民間企業・事業所に雇用されるに至らなかった人、通常の民間企業・事業所に雇用されることが困難な障がいがある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

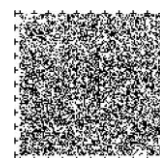
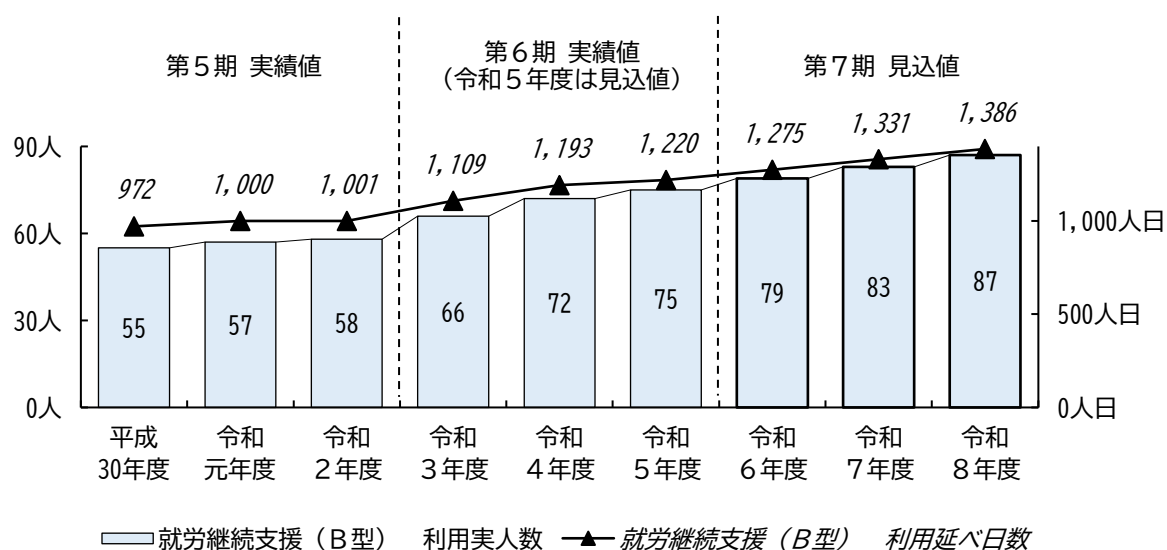
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
就労継続支援 (B型)	利用延べ日数 (人日)	見込値	1,025	1,035	1,045
		実績値	1,109	1,193	1,220
		実施率	108.2%	115.3%	116.7%
	利用実人数 (人)	見込値	58	58	59
		実績値	66	72	75
		実施率	113.8%	124.1%	127.1%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	利用延べ日数(人日)	1,275	1,331	1,386
	利用実人数(人)	79	83	87

第5期から第7期までの推移



⑧ 就労定着支援

サービス内容

第5期計画に創設された就労定着に向けた支援を行うサービスで、就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

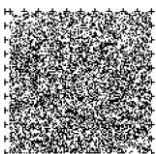
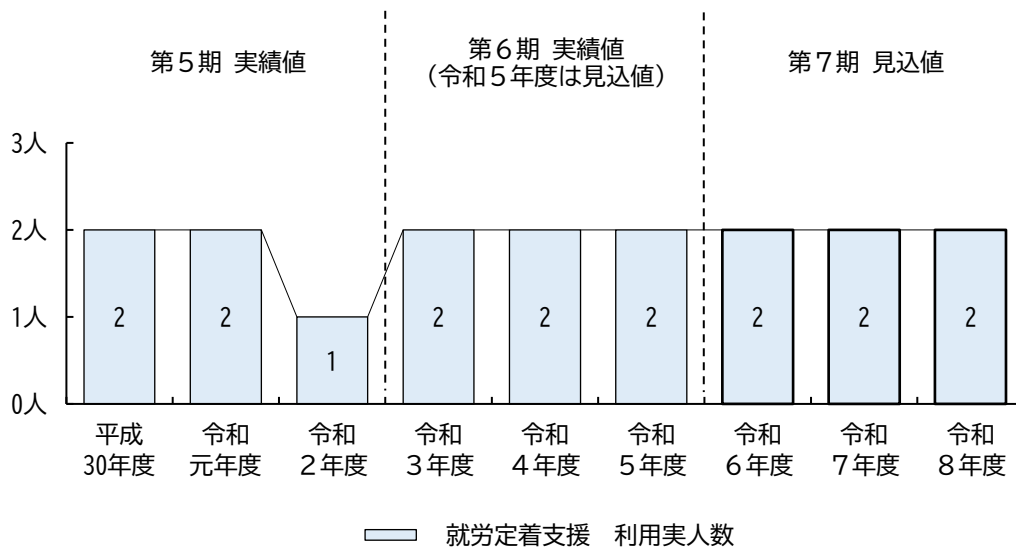
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
就労定着支援	利用実人数 (人)	見込値	2	2
		実績値	2	2
		実施率	100.0%	100.0%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用実人数 (人)	2	2	2

第5期から第7期までの推移



⑨ 療養介護

サービス内容

医療を要する障がいがあり、常時介護を要する人に、主として昼間に医療機関等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理による介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

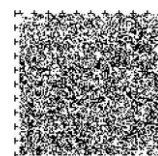
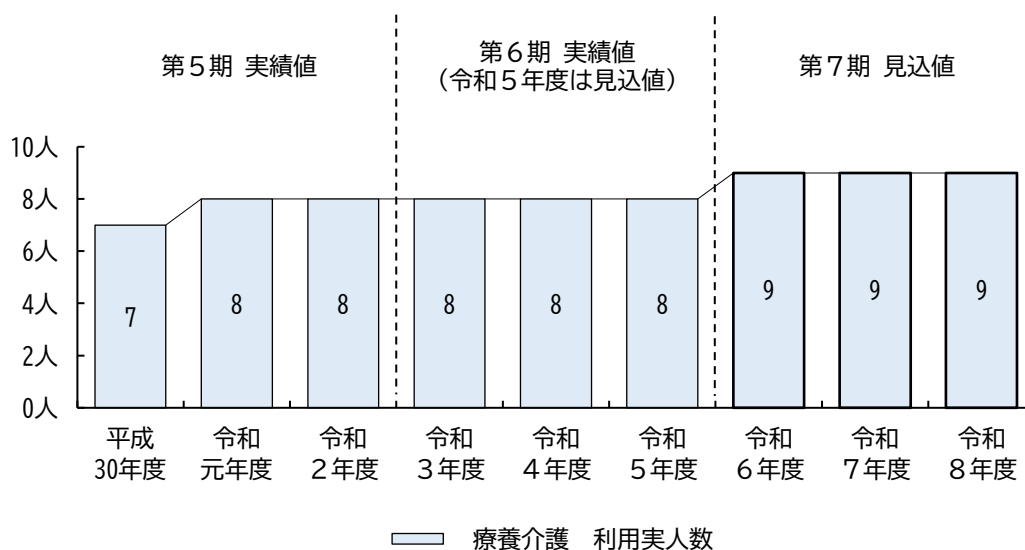
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
療養介護	利用実人数 (人)	見込値	8	8	8
		実績値	8	8	8
		実施率	100.0%	100.0%	100.0%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用実人数 (人)	9	9	9

第5期から第7期までの推移



⑩ 短期入所（福祉型）

サービス内容

障がいがある人が、居宅において介護を行う人の疾病及びその他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。福祉型は、障害者支援施設においてサービスを提供します。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

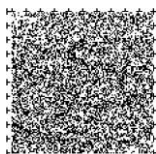
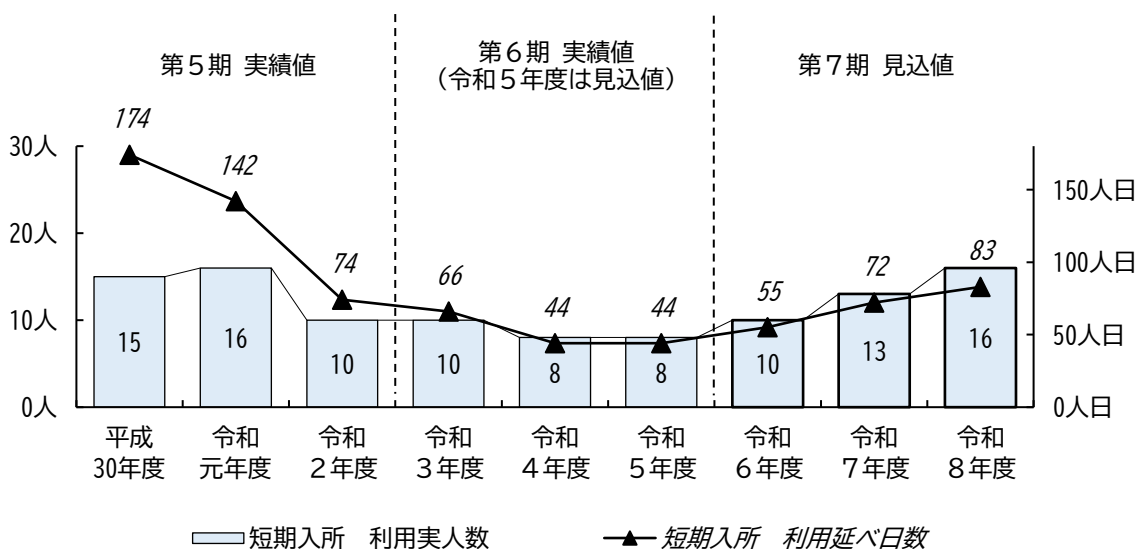
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
短期入所 (福祉型)	利用延べ日数 (人日)	見込値	144	144	144
		実績値	66	44	44
		実施率	45.8%	30.6%	30.6%
	利用実人数 (人)	見込値	17	17	17
		実績値	10	8	8
		実施率	58.8%	47.1%	47.1%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	利用延べ日数 (人日)	55	72	83
	利用実人数 (人)	10	13	16

第5期から第7期までの推移



① 短期入所（医療型）

サービス内容

障がいがある人が、居宅において介護を行う人の疾病及びその他の理由等で介護が受けられない場合、施設に短期間入所して入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。医療型は、医療機関・介護老人保健施設においてサービスを提供します。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

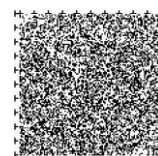
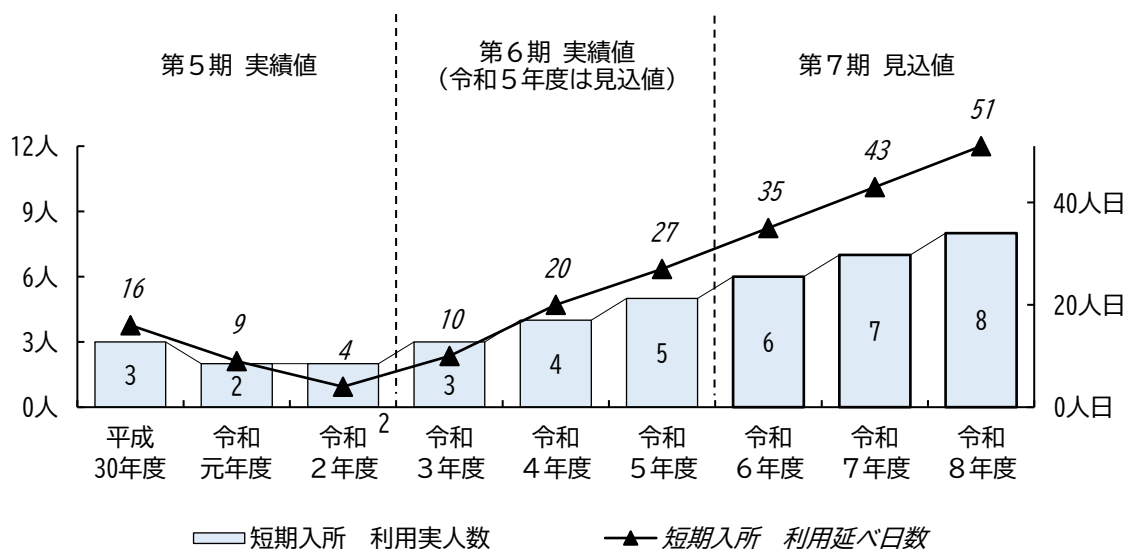
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
短期入所 (医療型)	利用延べ日数 (人日)	見込値	6	6	6
		実績値	10	20	27
		実施率	166.7%	333.3%	450.0%
	利用実人数 (人)	見込値	1	1	1
		実績値	3	4	5
		実施率	300.0%	400.0%	500.0%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (医療型)	利用延べ日数 (人日)	35	43	51
	利用実人数 (人)	6	7	8

第5期から第7期までの推移



日中活動系サービスの状況

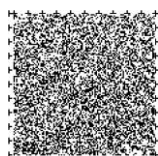
- *生活介護については、利用者数、利用延べ日数ともに第5期以降、微増傾向が続いています。
- *自立訓練の機能訓練については、令和元年度から令和3年度まで利用者がいませんでしたが、令和4年度以降は1名の利用となっています。一方、生活訓練の利用者は減少しており、第5期の利用者は3名以上でしたが、令和4年度からは1名となっています。
- *第5期以降、就労移行支援については、利用者が減少していますが、就労継続支援A型・B型においては、ともに増加し続けています。また、就労定着支援については、大きな変動はみられません。
- *療養介護については、令和元年以降、8人の利用者数で推移しています。
- *短期入所については、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度以降、福祉型では減少傾向が続いていますが、医療型では微増傾向となっています。

日中活動系サービスの課題

- *生活介護は定員を満たしている事業所が多く、また、就労移行支援は事業所が減少傾向にあり、支援学校卒業後などの進路先を検討する際の課題となっています。
- *コロナ禍で感染拡大防止の観点から、短期入所をはじめ、各種の日中活動系サービスにおいて利用控えの傾向もみられましたが、ウィズコロナ・アフターコロナに移行する中で、感染予防を徹底しながら、サービスを提供していく体制づくりが必要となっています。

日中活動系サービスの必要な見込量確保のための方策

- (1) 障がい者相談支援センター「穂のか」や福祉施設・事業所等と連携を図り、利用者のニーズに応えられる多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めるとともに、本人に有効な支援方法を検討して、安定した環境で利用が継続できるよう努めていきます。
- (2) 短期入所については、利用者のニーズや必要性を適切に把握し、サービス需要と供給体制のバランスを考慮する上で、必要性を見極め、サービスの提供を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズにも対応したサービス提供に努めます。
- (3) 自立訓練や就労移行支援のように日中活動系サービスの一部は利用期限が定められているため、障がい者相談支援センター「穂のか」や相談支援専門員及びサービス事業所と連携を図り、途切れることなく他のサービスによる支援ができるように努めます。
- (4) 障害者手帳取得時等に福祉サービス案内冊子などを配布するなど、障がいがある人及び当事者団体に対して、日中活動系サービス内容や事業所に関する情報提供を積極的に行います。
- (5) 特別支援学校の卒業生が、ニーズに応じたサービスを受けることができるよう、障がい者相談支援センター「穂のか」、特別支援学校、相談支援事業所、サービス提供事業所など、関係機関との連携を強化し、卒業生への適切なサービス提供に努めます。



(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

サービス内容

第5期計画に創設された地域生活支援を支援するサービスで、施設入所やグループホーム等を利用していた障がいがある人で、ひとり暮らしへ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

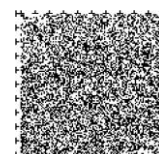
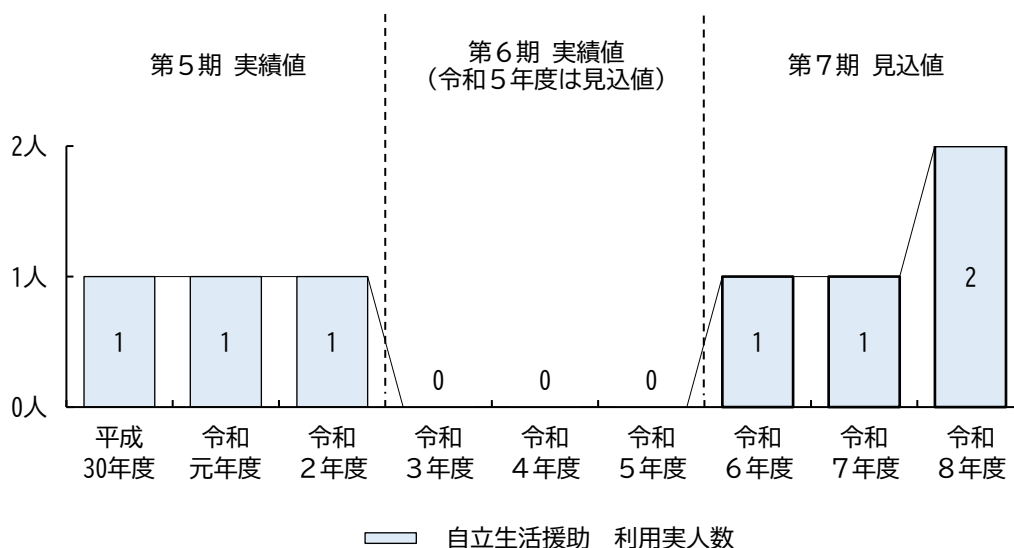
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
自立生活援助	利用実人数 (人)	見込値	1	2	2
		実績値	0	0	0
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用実人数 (人)	1	1	2

第5期から第7期までの推移



② 共同生活援助（グループホーム）

サービス内容

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など、必要なサービスを提供します。なお、平成26年度より、共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

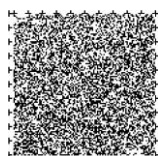
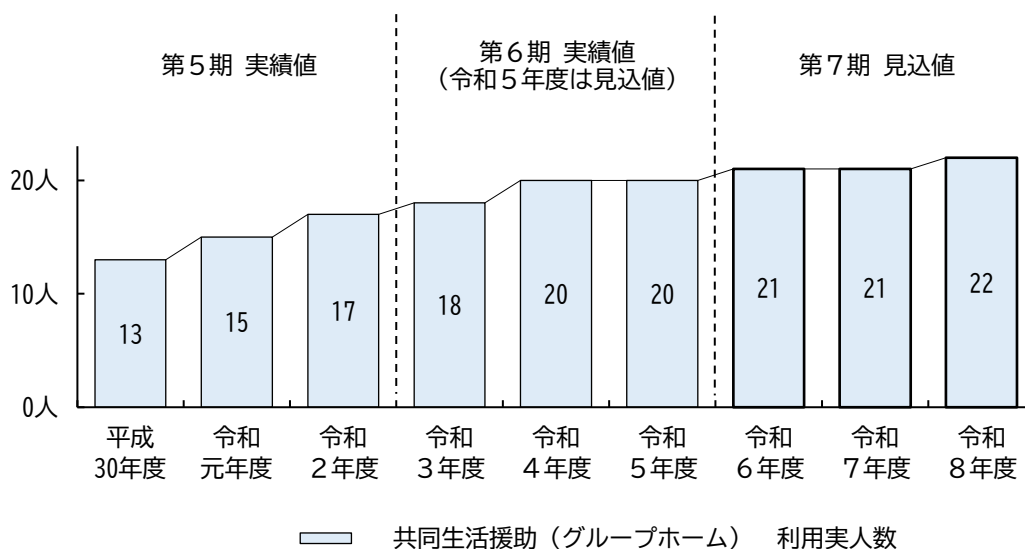
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数 (人)	見込値	17	18	19
		実績値	18	20	20
		実施率	105.9%	111.1%	105.3%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数 (人)	21	21	22

第5期から第7期までの推移



③ 施設入所支援

サービス内容

施設に入所する障がいがある人が、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。

第6期の実績値と実施率

(月当たり)

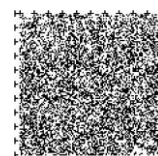
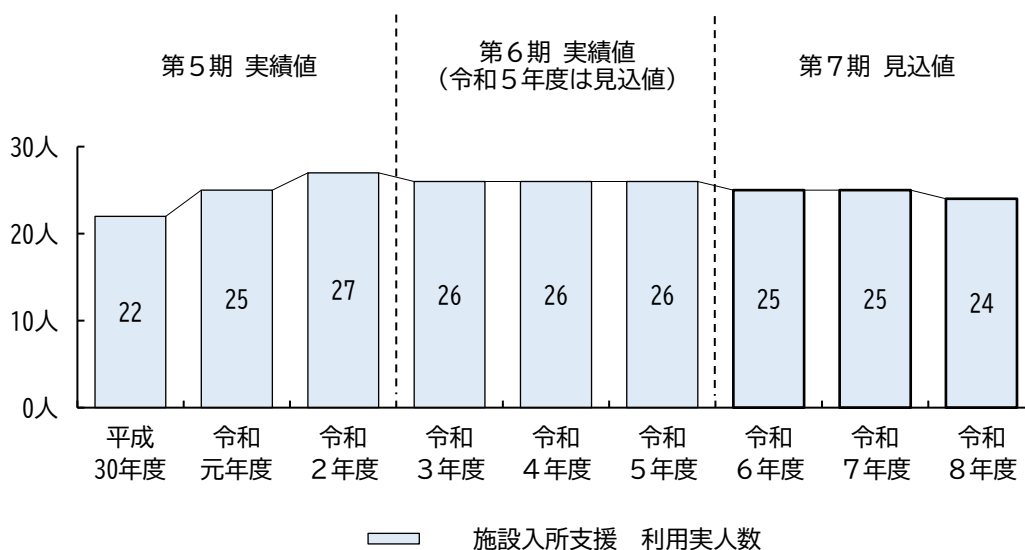
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
施設入所支援	利用実人数 (人)	見込値	26	25	24
		実績値	26	26	26
		実施率	100.0%	104.0%	108.3%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用実人数(人)	25	25	24

第5期から第7期までの推移



居住系サービスの状況

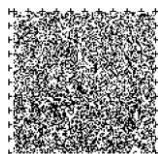
- * 自立生活援助については、第5期では各年度1名ずつ利用者がいましたが、第6期の利用者は皆無となっています。
- * 共同生活援助については、第5期以降、利用者が増加傾向となっています。
- * 施設入所支援については、第5期は増加していましたが、第6期は横ばいで推移しています。

居住系サービスの課題

- * 今後、「親亡き後」の居住の場としてニーズの増加も考えられます。在宅での支援方法を検討するとともに、数少ないグループホーム、入所施設の空室状況を把握し、希望がある際には、入居または入所の調整を行う必要があります。

居住系サービスの必要な見込量確保のための方策

- (1) 居住系サービスの施設整備については、県及び中北圏域の市町と協議しながら推進していきます。また、地域住民の障がい理解を促進するために啓発や周知を図ります。
- (2) 共同生活援助（グループホーム）については、空き物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等に広く情報提供を行い、設置について継続的に働きかけを行います。
- (3) 施設入所者や入院している障がいがある人が円滑に地域移行するために、障がい者相談支援センター「穂のか」や各関係機関と連携を図りながら、地域生活をささえるサービス提供体制の整備を進めます。
- (4) 入所者の決定については、入所待機者のうち、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいがある人の受け入れを今後も優先していきます。
- (5) 施設管理者と情報共有していきながら、人権尊重を基本とした入所生活が送れるよう努めていきます。



(4) 相談支援

① 相談支援（サービス利用計画作成）

サービス内容

◆ 計画相談支援

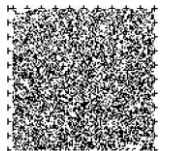
障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者または障がい児の保護者を対象に、障がい福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

◆ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいがある人または病院に入院している精神障がいがある人を対象に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

◆ 地域定着支援

自宅において、家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けられない障がいがある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等に関する相談やその他必要な支援を行います。



第6期の実績値と実施率

(月当たり)

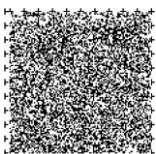
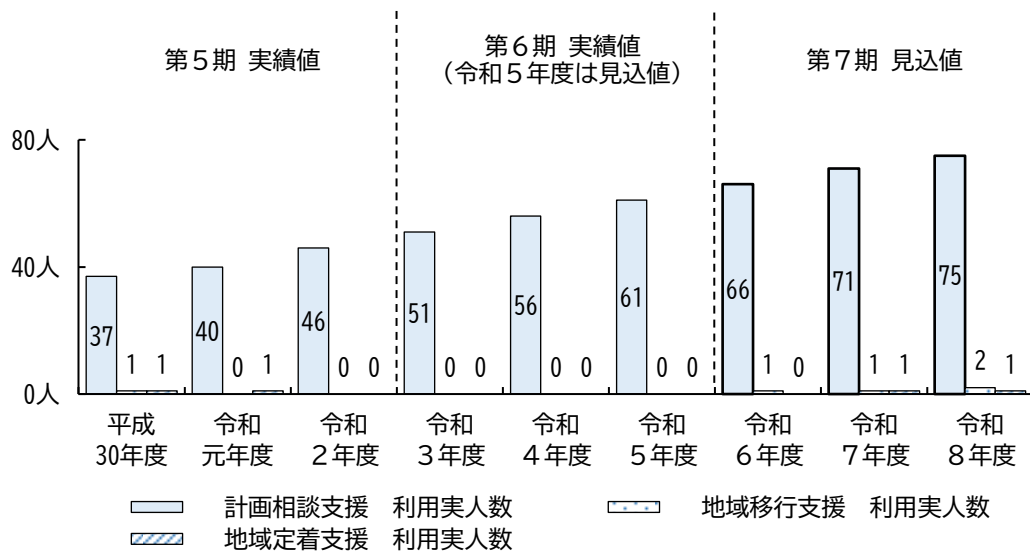
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
計画相談支援	利用実人数 (人)	見込値	54	63	73
		実績値	51	56	61
		実施率	94.4%	88.9%	83.6%
地域移行支援	利用実人数 (人)	見込値	2	2	2
		実績値	0	0	0
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用実人数 (人)	見込値	2	2	2
		実績値	0	0	0
		実施率	0.0%	0.0%	0.0%

第7期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用実人数 (人)	66	71	75
地域移行支援		1	1	2
地域定着支援		0	1	1

第5期から第7期までの推移



相談支援の状況

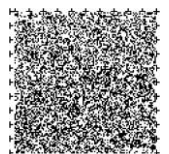
*計画相談支援については、第5期以降、利用者数が着実に増加していますが、地域移行支援及び地域定着支援については、第6期の利用者は皆無となっています。

相談支援の課題

*相談支援専門員の不足から、新規利用時に対応可能な相談支援事業所がすぐに見つからない状況があります。

相談支援の必要な見込量確保のための方策

- (1) 障がい者相談支援センター「穂のか」と共同で、適切な支援を実施するため、サービス等利用計画の基準に基づく評価を行い、必要に応じて相談支援専門員にアドバイスを行っていきます。
- (2) 障がいがある人に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、相談支援専門員をはじめとする人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、体制の充実に働きかけます。
- (3) 県全体で相談支援専門員の不足が続いているため、現サービス提供事業所での計画相談支援や地域移行支援等への事業拡大を働きかけていきます。
- (4) 入院している者や施設入所者が円滑に地域移行・地域定着するために、障がい者相談支援センター「穂のか」を中心に、相談支援専門員や、施設等と連携を図りながら、退院・退所に向けた支援をしていきます。
- (5) 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行・定着できるよう、障がい者相談支援センター「穂のか」を中心に、相談支援専門員と連携を図り、退院後のきめ細やかな支援をしていきます。



2 地域生活支援事業等

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

障がいがある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる“社会的障壁”の解決に向け、障がいがある人等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

(2) 自発的活動支援事業（必須事業）

障がいがある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

(3) 相談支援事業（必須事業）

障がい者相談支援センター「穂のか」を中心に、障がいがある人や保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、障がいがある人に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援護を行います。

- ◆ 対象者 ◆ 手帳の有無にかかわらずニーズがある人
- ◆ 利用料 ◆ 無料

(4) 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

自分で十分判断のできない人の財産管理や福祉サービスの契約等において、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

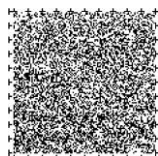
法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業です。

成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業については県からの助言を受けながら、広域での実施も含め検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚、音声・言語機能等の障がいのために、意思の疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者等の派遣を行います。

- ◆ 対象者 ◆ 聴覚に障がいがあり、意思の疎通を図ることに支障がある人等
- ◆ 利用料 ◆ 無料



(7) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

重度の障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用できる、実用性のある用具を給付・貸与します。

- ◆ 対象者 ◆ 当該用具を必要とする重度の障がい者
(本人または世帯員のいずれかの人が市町村民税所得割額 46 万円以上の場合は対象外)
- ◆ 利用料 ◆ 原則として基準額または購入金額の 10%
- ◆ 軽減策 ◆ 生活保護世帯は無料
低所得 1 (住民税非課税世帯で年収が 80 万円以下) の人は基準額または購入金額の 3%
低所得 2 (住民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない場合) の人は基準額または購入金額の 5%

(8) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

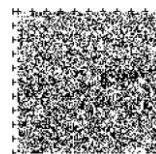
手話奉仕員養成講座を開催し、聴覚障がい者等との交流活動の促進並びに広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

(9) 移動支援事業（必須事業）

社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援します。

- ◆ 対象者 ◆ 屋外において単独での移動が困難な障がい者 (児)
- ◆ 利用料 ◆

区 分	年間利用 100 時間以下	年間利用 100 時間を超えた部分
生活保護世帯	無料	無料
住民税非課税世帯	報酬単価から算定した 事業費の 3%	報酬単価から算定した 事業費の 10%
住民税課税世帯	報酬単価から算定した 事業費の 5%	報酬単価から算定した 事業費の 10%



(10) 地域活動支援センター事業

△基礎的事業（必須事業）▽

利用者に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供等、市の実情に応じた支援を行います。

△強化事業（任意事業）▽

- *Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動を実施します。
- *Ⅱ型：地域において、雇用、就労が困難な在宅の障がいがある人に対して、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
- *Ⅲ型：障がいがある人の援護対策として、通所による援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られている地域の障がい者団体が事業を実施します。

◆ 対象者 ◆ 心身に障がいがあり、当事業の利用が必要であると認められる人

(11) 日中一時支援事業（任意事業）

日中、障がい福祉サービス事業者、障害者支援施設等において、障がいがある人等に活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族等の負担軽減を図ります。

(12) 訪問入浴サービス事業（任意事業）

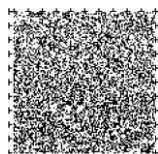
身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。なお、要介護または要支援の認定を受けている場合は対象外となります。

(13) 身体障害者更生訓練費等給付事業（任意事業）

身体障害者更生施設等に入所している障がいがある人の社会復帰の促進を図るために、更生訓練費を支給します。

(14) 福祉ホーム入居者自立支援事業（任意事業）

家庭環境や住宅事情等の理由から、居宅において生活することが困難な重度の障がい者に、低額な料金で居室その他の施設や介助サービスを利用することにより、自立した地域生活を支援します。



(15) 施設入浴サービス事業（任意事業）

家庭において、入浴が困難な障がい者に対し、施設入浴サービスを行うことにより、障がい者（児）の福祉の向上と家族の負担の軽減を図ります。

(16) 身体障害者就職支度金給付事業（中央市単独事業）

更生訓練を終了し、就職または自営により施設を退所することになった障がいがある人に就職支度金を給付します。

(17) 身体障害者自動車運転免許取得費助成・身体障害者用自動車改造費助成（中央市単独事業）

身体障がい者の運転免許取得または所有し運転する自動車の改造に要する経費に対し、助成金を交付することにより、身体障がい者の社会参加を促進します。

(18) 障害者情報バリアフリー化事業（中央市単独事業）

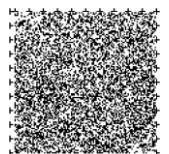
視覚または上肢機能障がいがある人がパソコンを使用する際に必要となる周辺機器やソフト等を購入するための費用の一部を補助します。

(19) 介助用自動車購入等助成事業（中央市単独事業）

車いす等を使用する在宅の重度の身体障がい者及び寝たきり高齢者等が、移動する際に必要とする自動車をリフト付き等に改造する経費または既に改造された自動車を購入する経費を助成します。

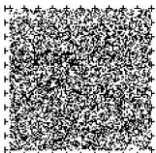
(20) ヘルプカード配布事業（中央市単独事業）

外出時、緊急時または災害時において、障がい者等に必要な支援を行えるよう、個人の情報を記載するための携帯カードを作成し、交付します。

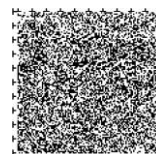


地域生活支援事業の第6期実績

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込値)	
	実施 か所数	実 利用数	実施 か所数	実 利用数	実施見込 か所数	実利用 見込数
(1) 理解促進研修・啓発事業	未実施		未実施		実施	
(2) 自発的活動支援事業	実施		実施		実施	
(3) 相談支援事業						
障害者相談支援事業	1	/	1	/	1	/
障害者相談支援センター *設置の有無を記載	設置		設置		設置	
市町村相談支援機能強化事業 *実施の有無を記載	実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業 *実施の有無を記載	未実施		未実施		未実施	
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	0	/	1	/	1
(5) 意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	358	/	289	/	674
手話通訳者設置事業*実設置数を記載	1	/	1	/	1	/
(6) 日常生活用具給付等事業*給付等件数を記載						
介護・訓練支援用具	/	1	/	2	/	2
自立生活支援用具	/	4	/	2	/	2
在宅療養等支援用具	/	3	/	2	/	2
情報・意思疎通支援用具	/	7	/	3	/	28
排泄管理支援用具	/	594	/	575	/	610
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	/	0	/	1	/	1
(7) 手話奉仕員養成研修講座 *実養成講習修了者数(登録者数)を記載	/	11	/	13	/	16
(8) 移動支援事業 *「実利用数」欄に、実利用数、延べ利用時間数の順に記載	/	15 923	/	16 959	/	22 1,020

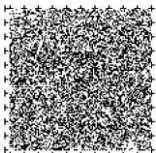


事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込値)				
	実施 か所数	実 利用数	実施 か所数	実 利用数	実施見込 か所数	実利用 見込数			
(9) 地域活動支援センター事業 * 他市町村に所在する地域活動支援センターを利用 する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他 市町村分を記載	1	延 3,043	1	延 2,751	1	延 2,200			
	3	延 115	3	延 66	3	延 108			
(10) 任意事業									
日中一時支援事業 * 「実利用数」欄に、実利用数、延べ利用時 間数の順に記載	24	39	3,382	21	41	3,336	20	40	3,000
訪問入浴サービス事業		2		1		2			
身体障害者更生訓練費等給付事業		0		0		1			
福祉ホーム入居者自立支援事業		0		0		1			
施設入浴サービス事業		1		1		1			
(11) 市単独事業									
身体障害者就職支度金給付事業		0		0		1			
身体障害者自動車運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車改造費助成		0		1		1			
障害者情報バリアフリー化事業		0		1		1			
介助用自動車購入等助成事業		0		1		1			
ヘルプカード配布事業		12		10		35			



地域生活支援事業の第7期の見込み

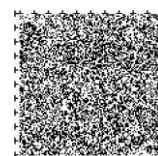
事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込 か所数	実利用 見込数	実施見込 か所数	実利用 見込数	実施見込 か所数	実利用 見込数
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施		実施		実施	
(2) 自発的活動支援事業	実施		実施		実施	
(3) 相談支援事業						
障害者相談支援事業	1	/	1	/	1	/
障害者相談支援センター *設置の有無を記載	設置		設置		設置	
市町村相談支援機能強化事業 *実施の有無を記載	実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業 *実施の有無を記載	未実施		未実施		未実施	
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	1	/	1	/	1
(5) 意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	680	/	690	/	700
手話通訳者設置事業*実設置数を記載	1	/	1	/	1	/
(6) 日常生活用具給付等事業*給付等件数を記載						
介護・訓練支援用具	/	2	/	3	/	3
自立生活支援用具	/	2	/	3	/	3
在宅療養等支援用具	/	2	/	3	/	3
情報・意思疎通支援用具	/	30	/	31	/	32
排泄管理支援用具	/	615	/	620	/	625
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	/	1	/	1	/	1
(7) 手話奉仕員養成研修講座 *実養成講習修了者数(登録者数)を記載	/	16	/	17	/	18
(8) 移動支援事業 *「実利用数」欄に、実利用数、延べ利用時間数の順に記載	/	24	1,200	/	25	1,250
					26	1,300



事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込 か所数	実利用 見込数	実施見込 か所数	実利用 見込数	実施見込 か所数	実利用 見込数
(9) 地域活動支援センター事業 * 他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載	1	延 3,300	1	延 3,300	1	延 3,300
	3	延 600	3	延 600	3	延 600
(10) 任意事業						
日中一時支援事業 * 「実利用数」欄に、実利用数、延べ利用時間数の順に記載	20	41 3,075	20	42 3,150	20	43 3,225
訪問入浴サービス事業		2		2		2
身体障害者更生訓練費等給付事業		1		1		1
福祉ホーム入居者自立支援事業		1		1		1
施設入浴サービス事業		1		1		1
(11) 市単独事業						
身体障害者就職支度金給付事業		1		1		1
身体障害者自動車運転免許取得費助成・ 身体障害者用自動車改造費助成		1		1		1
障害者情報バリアフリー化事業		1		1		1
介助用自動車購入等助成事業		1		1		1
ヘルプカード配布事業		35		35		35

地域生活支援事業の必要な見込量確保のための方策

- (1) 広報やホームページなど様々な媒体を活用することはもちろんのこと、障がい者団体や中央市社会福祉協議会等を通じての広報活動で、地域生活支援事業の内容や利用方法等を広く周知し、利用しやすい体制づくりに努めます。
- (2) 基幹相談支援センター、福祉サービス事業所との連携を強化し、情報交換を密にして地域での生活をささえていきます。
- (3) 中央市独自事業については、利用者のニーズや地域自立支援協議会等で出た意見を参考に、新規で実施するものや縮小するもの等、ニーズに合わせた事業を進めていきます。



3 障がい児支援（障害児通所支援・障害児相談支援）【第3期障がい児福祉計画】

① 児童発達支援

サービス内容

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいがある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

第2期の実績値と実施率

(月当たり)

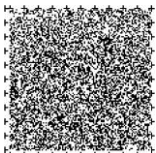
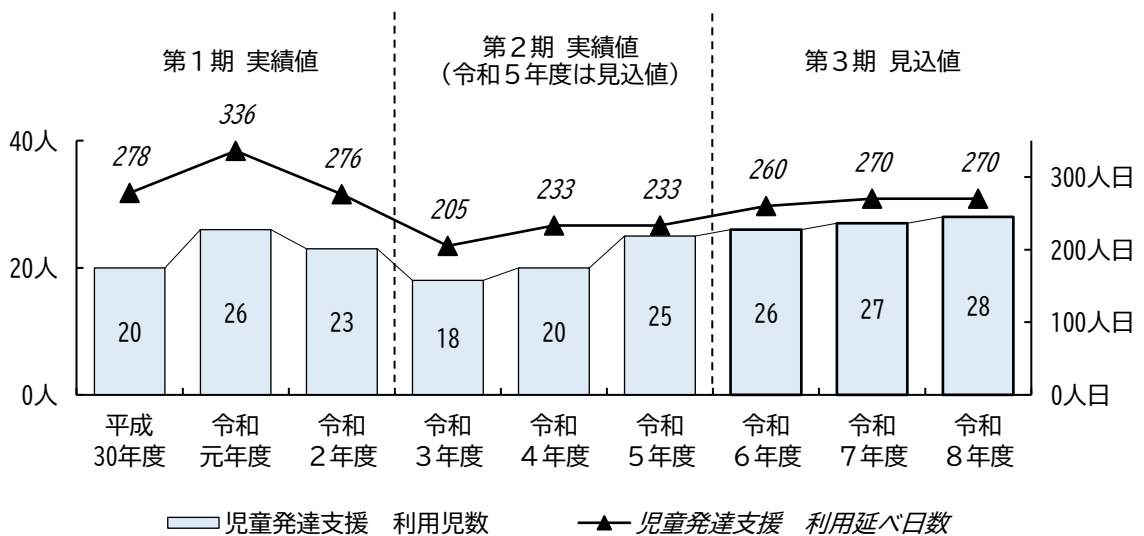
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
児童発達支援	利用延べ日数 (人日)	見込値	330	340	340
		実績値	205	233	233
		実施率	62.1%	68.5%	68.5%
	利用児数 (人)	見込値	27	28	29
		実績値	18	20	25
		実施率	66.7%	71.4%	86.2%

第3期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用延べ日数(人日)	260	270	270
	利用児数(人)	26	27	28

第1期から第3期までの推移



② 放課後等デイサービス

サービス内容

学校就学中の発達に課題がある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。

第2期の実績値と実施率

(月当たり)

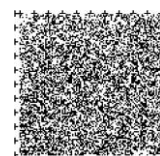
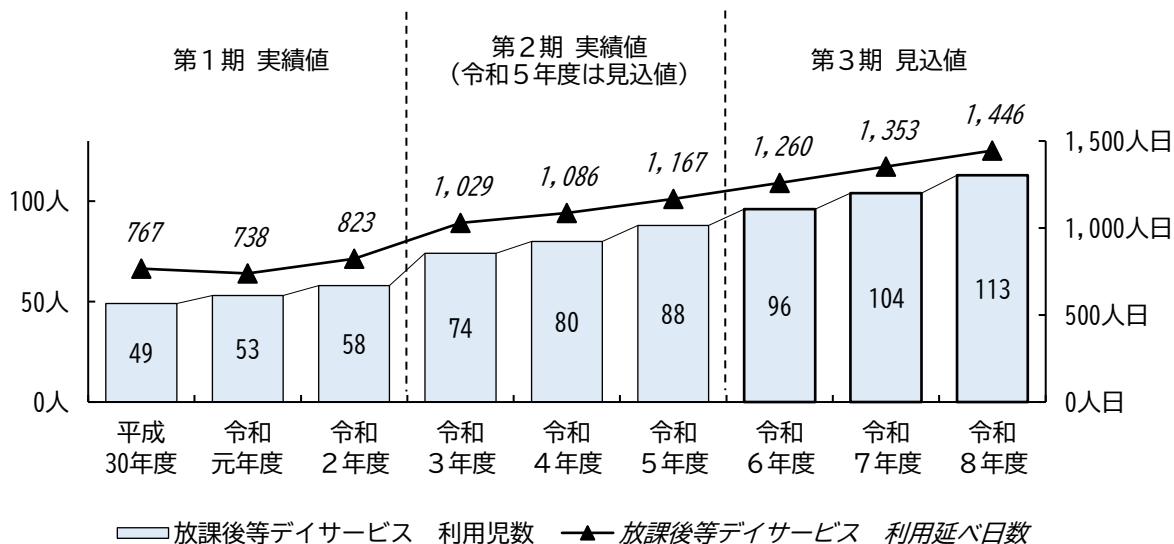
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
放課後等 デイサービス	利用延べ日数 (人日)	見込値	814	895	984
		実績値	1,029	1,086	1,167
		実施率	126.4%	121.3%	118.6%
	利用児数 (人)	見込値	58	63	69
		実績値	74	80	88
		実施率	127.6%	127.0%	127.5%

第3期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用延べ日数 (人日)	1,260	1,353	1,446
	利用児数 (人)	96	104	113

第1期から第3期までの推移



③ 保育所等訪問支援

サービス内容

発達に課題がある児童が通う幼稚園・保育園・小学校等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

第2期の実績値と実施率

(月当たり)

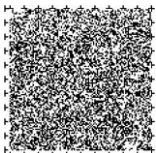
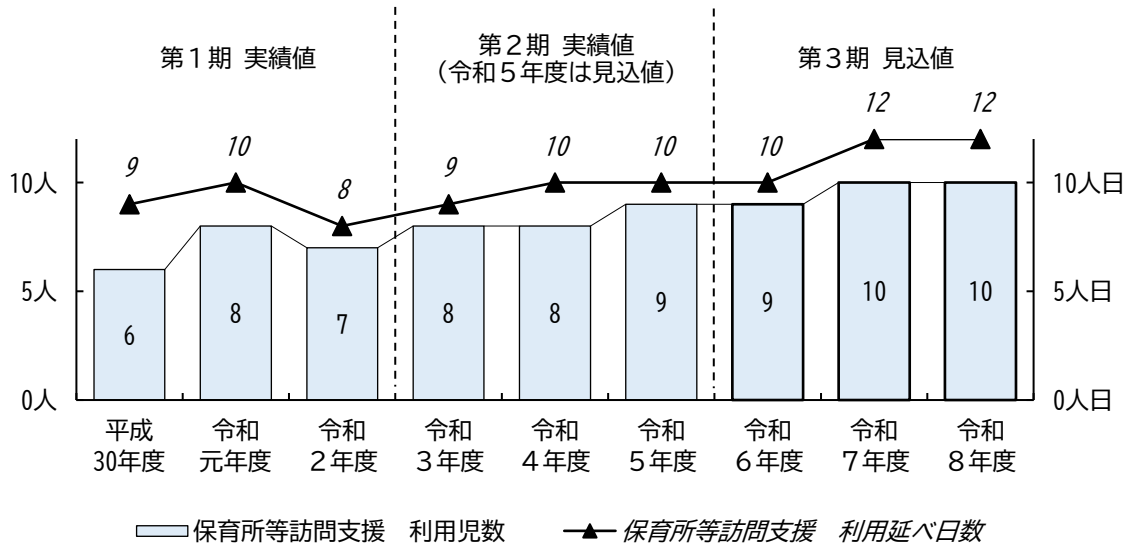
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
保育所等 訪問支援	利用延べ日数 (人日)	見込値	10	10	10
		実績値	9	10	10
		実施率	90.0%	100.0%	100.0%
	利用児数 (人)	見込値	9	9	9
		実績値	8	8	9
		実施率	88.9%	88.9%	100.0%

第3期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	利用延べ日数 (人日)	10	12	12
	利用児数 (人)	9	10	10

第1期から第3期までの推移



④ 居宅訪問型児童発達支援

サービス内容

第1期計画に創設された居宅訪問により児童の発達支援を提供するサービスで、重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。

*計画策定時点では、県内に事業所はありません。

第2期の実績値と実施率

(月当たり)

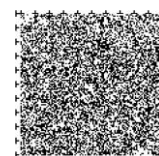
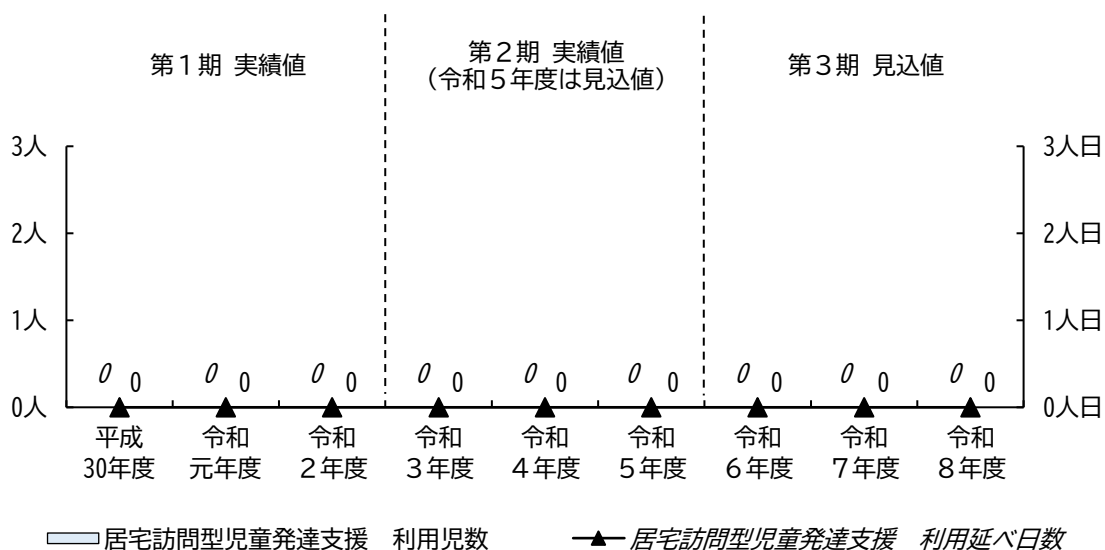
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
居宅訪問型 児童発達支援	利用延べ日数 (人日)	見込値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		実施率	-	-	-
	利用児数 (人)	見込値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		実施率	-	-	-

第3期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用延べ日数 (人日)	0	0	0
	利用児数 (人)	0	0	0

第1期から第3期までの推移



⑤ 障害児相談支援

サービス内容

障がいがある児童に対して、障がい福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

第2期の実績値と実施率

(月当たり)

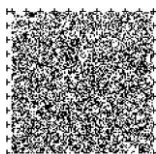
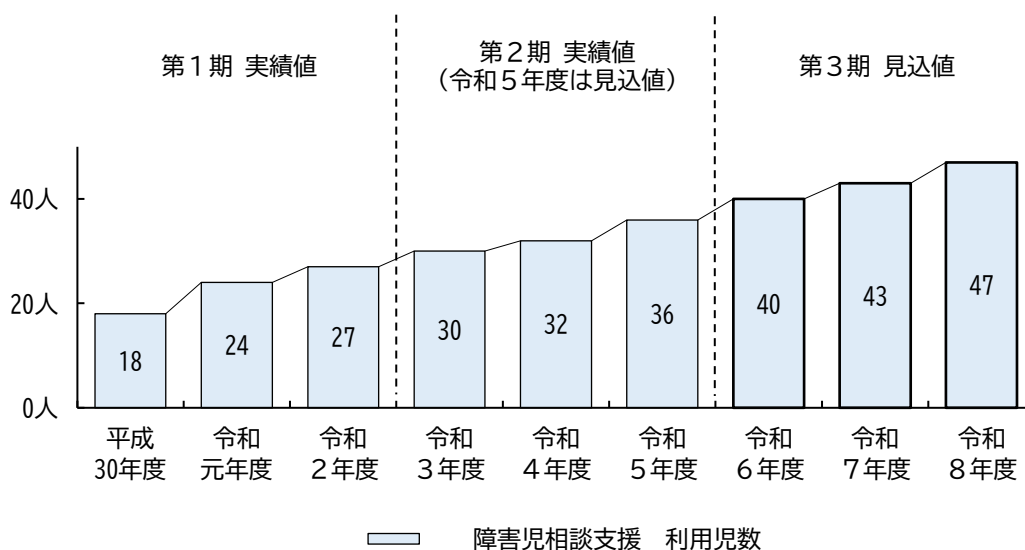
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
障害児相談支援	利用児数 (人)	見込値	47	65	91
		実績値	30	32	36
		実施率	63.8%	49.2%	39.6%

第3期の見込値

(月当たり)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用児数(人)	40	43	47

第1期から第3期までの推移



障がい児支援の状況

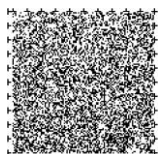
- * 児童発達支援については、第1期では利用児数の増減がみられましたが、第2期においては概ね横ばいで推移しています。
- * 放課後等デイサービス及び障害児相談支援については、第1期以降、利用児数、利用延べ日数ともに着実に増加しています。
- * 保育所等訪問支援については、利用児数、利用延べ日数ともに少しずつ増加しています。

障がい児支援の課題

- * 利用者が増大していることで、障害児相談支援を受けることのできる事業所がすぐに見つからない状況があります。
- * 医療的ケア児の受け入れ施設が少ないため、調整に時間がかかることがあります。

障がい児支援の必要な見込量確保のための方策

- (1) 健康増進課、子育て支援課、教育委員会等と連携して、地域で生活する障がい児やその家族に対して、希望に沿った支援を提供していきます。
- (2) 障がい者相談支援センター「穂のか」を中心に、各事業所と連携を図り、個々の障がい者が持つ特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、相談支援専門員の人材育成や円滑な実施に向けたサービスの質の向上など、体制確保に努めます。
- (3) 県で実施される相談支援従事者研修等、障がい児福祉に関する研修の情報提供を積極的に行い、相談支援専門員の人材確保及びスキルアップに努めます。
- (4) 個々の状況やニーズに応じた療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、事業所の案内冊子などで情報提供を積極的に行います。
- (5) 障がい児支援事業所の誘致に向けて、市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等に、空き物件等の既存の社会資源の活用を検討するなど広く情報提供を行い、設置について継続的に働きかけを行います。
- (6) 障がい児支援の利用が、急激な増加をしてきているため、保育所等訪問支援を充足していくとともに、福祉サービス以外の類似する市単独の中央市発達障害児（者）生活支援事業を活用し、発達障がい支援コーディネーターが市内の小・中学校や保育園、認定こども園を訪問し、児童の観察や保護者、担任等へのアドバイスを積極的に行っていきます。また、保健師が年3～4回保育園等を訪問して、特性のある園児の集団での状況を確認し、教育委員会など関係機関と連携しながら就学に向けた支援をしていきます。



第5章 計画の推進に向けて

I 障がい福祉サービス等の円滑な利用のための方策

障がいがある人の自立支援を総合的に促進するために、以下に掲げる施策を推進し、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な利用促進に努めます。

(1) サービス提供体制の充実

昭和町をはじめとする近隣市町やサービス提供事業者との連携により、円滑なサービス提供体制を整備します。また、障がいがある人のニーズも多様化しているため、民間事業者への情報提供や連携強化を行い、より多くのサービス供給主体の参入促進を図っていきます。

さらに、中央市・昭和町地域自立支援協議会を活用して、障がいがある人のニーズや地域の社会資源の現状を把握する中で見えてくる課題を協議し、社会資源の開発や改善を働きかけて、地域のサービス提供体制の促進を進めていきます。

(2) 地域移行と就労支援

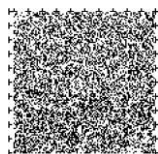
障がいがある人の自立支援の観点から、入院している者や施設入所者が円滑に地域移行・地域定着するための支援や就労支援などの課題に対応するため、インフォーマルサービスや社会資源の活用など、障がいがある人の生活を地域全体でささえる体制づくりに努めます。これにより、地域社会への参加及び一般就労への移行、定着への推進を図っていきます。

また、本市における障害者雇用率の確実な達成とともに、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を市内に広く周知し、障害者就労施設等からの物品購入や作業の依頼など優先的に支援できるよう努めていきます。

(3) 相談支援体制の充実

障がい者相談支援センター「穂のか」を、障がいがある人の自立と地域生活の推進を図るための拠点とし、相談機能の充実を図るとともに、各関係機関と連携してきめ細かな対応に努めます。さらに、障がいがある人が、福祉サービスを安定して利用できるよう、不足している相談支援専門員の確保に向けた取組に努めていきます。

また、身近な相談先として民生委員児童委員と連携を図り、障がいがある人を地域で見守る体制を推進していきます。



(4) 情報提供体制の充実

市民に対して、広報やホームページ、パンフレット等を利用して、障害者総合支援法や障がい福祉サービス、地域生活支援事業等に関する情報を提供していきます。

また、制度の改正等があった場合には、迅速に情報発信し、サービス利用者の不安解消に努めます。特に、新規のサービスが開始される時などは、障がいがある人への周知はもちろんのこと、事業所等の関係機関に対してパンフレット配布等の積極的な広報活動を実施していきます。

個々の障がいの状況に応じた効果的な情報提供ができるように健康増進課、子育て支援課、教育委員会、地域包括支援センターなど、関係各課がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がいがある人が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手できるよう努めていきます。

(5) 支給決定における公正性・公平性の確保

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、18歳以上の障がいがある人は障害支援区分の認定（区分1～6）を受け、支給決定（サービス受給者証の発行）を行う必要があります。その際に不服が生じないように、認定調査の際には、対象者の日頃の状態を把握している家族等から聞き取りを十分に行うとともに、認定審査会では、支給決定のプロセスの透明化を図り、サービス支給を決定する過程における公正性・公平性の確保に努めていきます。

(6) 障がいを理由とする差別の解消の推進

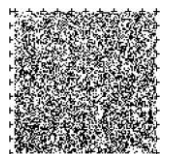
障害者基本法の規定により策定している、障がいがある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「中央市 第3次障がい者計画」では、ノーマライゼーションの理念に基づく“ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり”を最初の基本目標に掲げています。障がいがある人に対する理解を深めるため、学校教育での総合学習や障害者週間等を実施する啓発活動への取組を推進していきます。

また、障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を強化していきます。

(7) 発達障がいがある人への支援

発達障がいの早期発見、早期支援の必要性を重要視し、保健・保育・教育現場での様々な発達障がいに関わる課題について、中央市発達障害児（者）生活支援事業における発達障がい支援コーディネーターを中心に、訪問による相談やアドバイス等を行っていきます。

また、幼児期から成人期までの一貫した総合的支援を進めるため、関係機関が相互に連携を図り、発達障がい児（者）支援に取り組んでいきます。



2 関係機関等との連携

(1) 市民や関係団体との連携

障がいがある人のニーズにあったサービス提供を行い、様々な施策を展開するためには、障がい者（児）団体をはじめ、中央市社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員児童委員、障がい者（児）サービス提供事業所など多くの地域関係団体の協力が必要とされます。今後も、地域自立支援協議会を通じて、これらの関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向けて取り組んでいきます。

(2) 国・県との連携

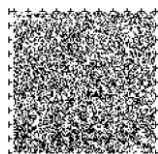
障がい者（児）施策の多くは、国や県の補助事業であり、本計画を推進するうえで、国や県との情報共有が不可欠です。国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルでの対応が必要となる課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

3 計画の進捗状況の管理と評価

計画を全庁的に推進するため、福祉課が中心となって、庁内関係各課、関係機関・団体、障がいがある人等と連携をとりながら、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

障がいがある人やその家族のニーズに適応した事業を効率的・効果的に実施するためには、定期的に進捗状況を確認し、社会情勢や国の障がい者施策の動向、地域の状況や障がいがある人のニーズの変化に対応して施策を展開していく体制を構築することが大切です。

本計画に盛り込んだ事項について、定期的な調査、分析及び評価を行い、必要に応じて計画を変更すること、その他必要な措置を講じることが必要となります。そのため、PDCAサイクルを導入し、成果目標・活動指標について、年に1回、実績を把握するとともに、中央市障がい者施策推進協議会において意見の把握に努め、その結果を公表することとします。



資料編

I 中央市障害者施策推進協議会条例

平成 18 年 4 月 1 日

条例第 183 号

(設置)

第 1 条 障害者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。)第 36 条第 4 項の規定に基づき、中央市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(令 4 条例 12・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 11 条第 3 項に規定する障害者計画に関し、同条第 6 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 本市における障害者(法第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下同じ。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定より本市が定める障害福祉計画に関し、同条第 10 項に規定する事項を処理すること。
- (5) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項の規定より本市が定める障害児福祉計画に関し、同条第 10 項に規定する事項を処理すること。

(令 4 条例 12・追加)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、または委嘱する。

- (1) 公益代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 障害者団体の長
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員

3 委員は、非常勤とする。

(令 4 条例 12・旧第 2 条繰下)

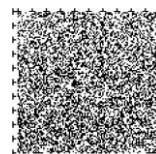
(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員がその職務を行うことができないと認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、解任し、または解嘱することができる。

(令 4 条例 12・旧第 3 条繰下)



(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(令4条例12・旧第4条線下)

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令4条例12・旧第5条線下)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(平26条例2・一部改正、令4条例12・旧第6条線下)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令4条例12・旧第7条線下)

附則

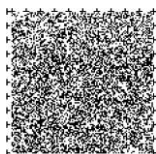
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成26年条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則(令和4年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

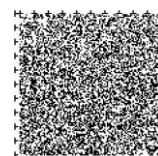


2 中央市障がい者施策推進協議会委員 名簿

(敬称略)

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

	区分	氏名	所属・役職名	備考
1	公益代表	佐野 静臣	民生委員児童委員協議会 障がい者部会 会長	～R5.2.1
		前嶋 隆子		R5.2.2～
2	障がい当事者代表	馬場 正江	中央市障害者福祉会 会長	
3	障がい者団体 代表	赤池 直子	中央市ハンディキッズクラブ ドラえもののポッケ 会長	
4		矢島 良樹	中央市心身障害児者父母の会 会長	副会長
5	障がい者の福祉に 関する事業に 従事する者	三尾 馨	(福)ひとふさの葡萄 理事長	会長
6		遠藤 大津麿	あんど遊Kid'sわかみや 管理者	
7		清水 久	(福)中央市社会福祉協議会 地域福祉課長	
8	識見を有する者	飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
9		阿諏訪 勝夫	中央市・昭和町障がい者 相談支援センター「穂のか」 主任相談支援専門員	
10	関係行政機関 代表	弦間 加代子	中央市役所 健康増進課 副保健師長	



中央市 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月発行

発行／中央市 福祉課

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原 301-1

T E L 055-274-8544 F A X 055-274-1125

